平成30年度

整備主任者法令研修資料

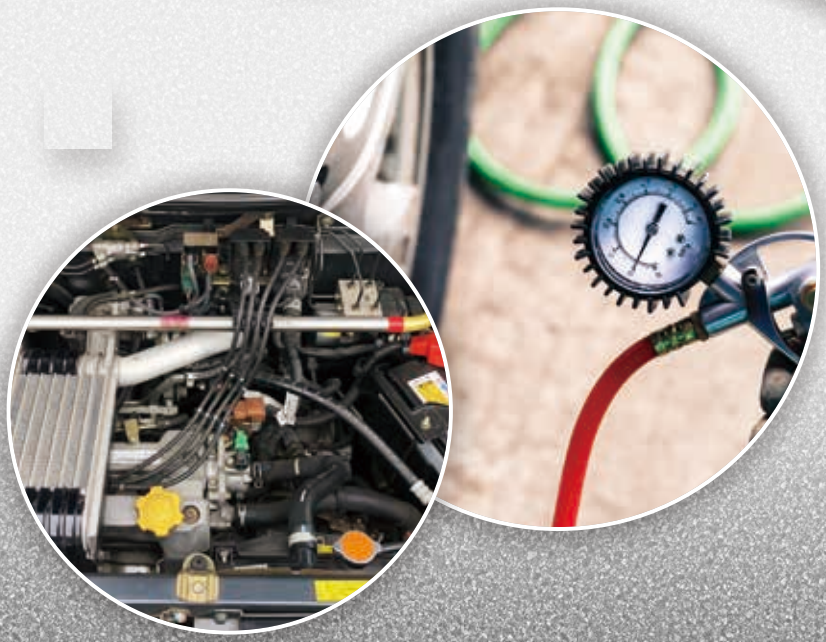

監修　東北運輸局宮城運輸支局

発行　一般社団法人 宮城県自動車整備振興会

目　次

整備及び検査関係

1、審査事務規程の一部改正について　第13次改正……1
2、審査事務規程の一部改正について　第16次改正……2
3、審査事務規程の一部改正について　第17次改正……4
4、審査事務規程の一部改正について　第18次改正……5
5、車検場での事故について ……6
6、不適切な補修等……8
7、走行距離欄の記載について ……9
8、走行距離の確認について …… 10
9、検査コース閉鎖のお知らせ …… 11
10、【再周知】審査時車両状態について …… 13
11、自動車の検査等に係る審査の実施方法 …… 14
12、マツダのディーゼル車のリコールについて …… 16
13、認証番号の記載について …… 18
14、次回自動車重量税額照会サービスについて …… 19
15、検査登録手数料について …… 20
16、タカタ製エアバッグのリコール未改修の場合、車検が通らなくなります！ …… 21
17、自動車検査受付装置の運用について …… 25
18、定期点検整備作業受入時の有効期間等の確認について …… 27
19、分解整備事業者の処分状況一覧表…… 28
20、ペーパー車検を行った民間車検場の取消し処分について …… 30
21、自動車点検基準等の改正について…… 32
22、街頭検査で「ナンバー読取装置」を試行運用しました …… 35
23、民間車検場の不正行為に関する通報窓口を設置しました！ …… 36
24、公道を走行するカートの安全基準を強化します…… 39
25、大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで …… 42
26、衝突被害軽減ブレーキの性能を国が認定します…… 43
27、衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！…… 45
28、自動運転技術等に対応した自動車検査手法の導入に向けて …… 46
29、スキャンツールの導入補助を開始…… 48
30、自動車保有関係手続のワンストップサービス運用開始のお知らせ …… 49
31、ナンバープレートの分類番号へのローマ字の導入について …… 50
32、地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定 …… 53

振興会・商工組合関係

1、平成29年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について …… 63
2、スキャンツール認定制度に基づく基本・応用研修及び認定店申請等に関する実施細則…… 68
3、「てんけん安心見舞金」制度のご案内 …… 71
4、自動車整備業賠償共済保険 …… 75
5、代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！ …… 77
6、トータルリサイクルシステム（中古パーツ） …… 79
7、売掛未収金回収制度のご案内 …… 81

整備及び検査関係

1,審査事務規程の一部改正について　第13次改正

プレスリリース
平成２９年１０月１０日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 13 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 29 年 10 月 10 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう排気管の取付位置について規定するとともに、車体から突出した排気管の取扱いを規定します。[7-60]

2．道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正に伴う改正

○　審査の実施方法について、自動車の種類に応じた書面審査の取扱いを明確化することとします。[4-7、4-12]

3．第 8 章の構成の見直し等

○　審査事務規程において、「改造等による変更のない使用過程車」の継続検査等の場合には、第 8 章を適用して審査するという規定の構成になっているところです。このため、第 8 章から構造等の要件を極力削除し、劣化や磨耗の確認等に関する事項のみを残すこととします。[第 8 章]

○　検査コースにおいて審査することのない小型特殊自動車及び検査対象外軽自動車に関する規定を削除します。[全体]

4．新規検査等における提出書面関係［別添 2]

○　別添 2 中の附則の構成を見直します。

○　提出書面の記載方法等について更なる明確化を図るとともに届出書様式の一部を変更します。また、事前審査管理番号を有する自動車の活用方法の明確化及び活用期限を規定します。

○　細目告示別添 114 対象トラクタについて、当該基準への適合性を改めて審査する必要がない場合には事前審査対象から除外します。

5．特種用途自動車に適用する基準の判断方法を規定します。[4-16]

6．並行輸入自動車の区分について「指定自動車等と関連」と「不明」の 2 種類に変更するとともに届出書様式の一部を変更します。[別添 3]

7．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

2,審査事務規程の一部改正について　第16次改正

プレスリリース
平成３０年２月９日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 16 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 30 年 2 月 10 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[7-24、8-24]

○　大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第 66 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-31 の 2、7-31 の 2]

○　「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大することとします。[7-42、8-42]

○　使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 89dB を超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定します。[7-53]

○　ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-98 の 2, 7-98 の 2, 8-98 の 2]

2．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

新	旧
平成19年6月30日（乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成24年6月30日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成24年6月30日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、7-39-10-1-1（10）及び（11）の規定は適用しない。（適用関係告示第19条第1項及び第2項第3号関係）	平成19年6月30日（乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成24年6月30日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ただし、平成24年6月30日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては、7-39-10-1（10）及び（11）の規定は適用しない。（適用関係告示第19条第1項及び第2項第3号関係）
7-39-10-1　性能要件	**7-39-10-1　性能要件**
7-39-10-1-1　視認等による審査	（新設）
（1）～（12）（略）	（1）～（12）（略）
7-39-10-1-2　書面等による審査	（新設）
（1）専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、7-39-10-1-1（10）①から⑦までに掲げる座席及び当該座席の取付装置にあっては、この限りでない。	
（2）（1）の自動車の座席（頭部後傾抑止装置を含む。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造として、書面等その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添23「シートバック後面の衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。 ただし、7-39-10-1-1（10）①から⑦までに掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。	
（3）指定自動車等に備えられている座席（頭部後傾抑止装置を含む。）及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置であって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、（1）及び（2）の基準に適合するものとする。	
7-39-11～7-39-12（略）	**7-39-11～7-39-12**（略）
7-40（略）	**7-40**（略）
7-41　座席ベルト等	**7-41　座席ベルト等**
7-41-1（略）	**7-41-1**（略）
7-41-2　性能要件（書面等による審査）	**7-41-2　性能要件（書面等による審査）**
（1）7-41-1に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備え	（1）7-41-1に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備え

3,審査事務規程の一部改正について　第17次改正

プレスリリース

平成３０年３月３０日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 17 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。[別添 1]

2．電磁的通知方法の拡充に伴う見直し等

○　国土交通省の関係通達等の改正に伴い、走行距離計（オドメータ）の表示値の通知方法を変更します。

○　その他通知方法の明確化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

4,審査事務規程の一部改正について　第18次改正

プレスリリース
平成３０年７月１９日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 18 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 30 年 7 月 19 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○　乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量 3.5t 以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている JC08 モード法又は WLTC モード法のいずれかとしていたところ、WLTC モード法のみとすることとします。[7-55]

新　型　車：平成 30 年 10 月 1 日～

：平成 31 年 10 月 1 日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成 32 年 9 月 1 日～

：平成 33 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量 1.7t を超え 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

※WLTC モード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の 1 桁目に 3～6 が使用されることとなります。例：3XX-100

○　乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

2．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

5,車検場での事故について

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構

無人のクルマが後退しライトテスタを損壊する事故が発生！！

【事故事例】

リバースに入れたまま降車し、ライトテスタと衝突！

☞検査場内で車両から降りる際には、

ギア位置確認**及び**駐車ブレーキの作動確認！

（一部の）ハイブリッド車のPレンジはボタンです。

右前に倒すとリバース！要注意！！

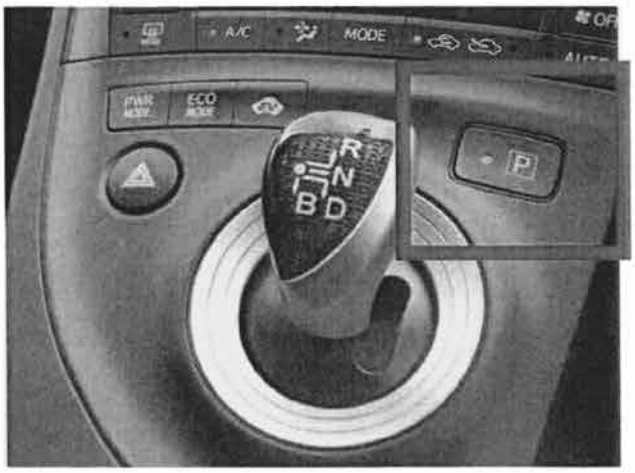

皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構

受検者の皆様へ

検査機器への進入時に急発進したことにより、
衝突、横転事故が発生。

ご注意願います

原因は、ブレーキとアクセルの踏み間違い

検査場内は歩行速度で
ペダル操作は慎重にお願いします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

6,不適切な補修等

4-4　不適切な補修等

(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア　粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ　挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ　扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ　走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの

オ　灯火器（7-62（8-62）から7-91（8-91）までに規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

② 装置又は部品の取外し

ア　緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ　不点灯状態にある灯火（7-62（8-62）から7-91（8-91）までに規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

ウ　タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③ 装置又は部品の補修

ア　粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ　灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ　空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの

エ　排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ　灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ　後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

④ 車体又は装置への表示

ア　貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ　表示された内容が容易に消えるもの

ウ　マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（7-32-1（8-32-1）（2）の表示を除く。）

(2) 灯火器、7-100（8-100）の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

7,走行距離欄の記載について

持込検査を受検される方へお知らせ

平成30年4月2日より
検査票とOCRシートの走行距離欄の記載をしないでください。

＊軽自動車とは取扱いが異なります。

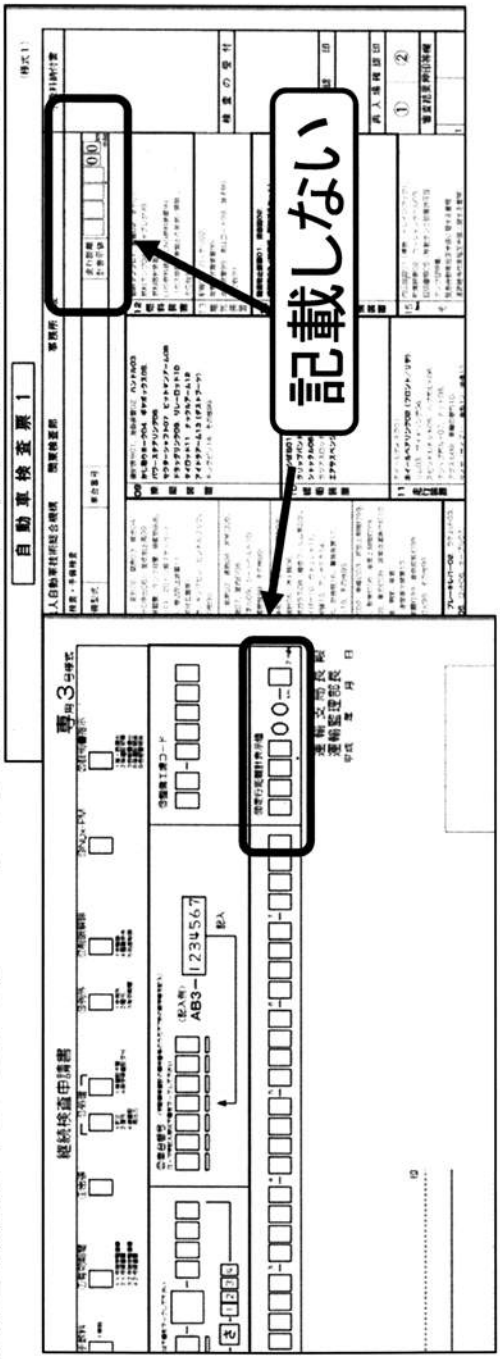

新しい車検証の交付を受けたら・・・。
自動車検査証の備考欄に記載されている走行距離と
受検車両の表示値に相違がないかをご確認ください。

※走行距離計表示値に相違が確認された場合はお帰りになる前にお申し出ください。
自動車検査証の走行距離を訂正する際は、機構での現車確認が原則となります。

宮城運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構東北検査部検査課

8,走行距離の確認について

東北検査部からのお願い

平成30年6月11日

【お願い】
走行距離の確認について

日頃より、審査業務にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

平成３０年４月２日より、保安コースにて確認した現車の走行距離数を端末に入力し、入力した数値が自動車検査証(予備検査証を含む「以下、「車検証」という。」)に記載されることとなりました。

こちらでも確認した結果を端末に入力しているものの、後日数値が現車と異なるといった問い合わせが発生しており、ご迷惑をおかけしている状況です。

つきましては、車検証が交付された際には、車検証に記載された走行距離についても確認いただきますようお願いします。

また、誤入力防止のため、保安コースにて走行距離を端末に入力した数値を受検者の皆様に口答等により確認させていただきますので、そちらも併せてご協力いただきますようお願いします。

なお、走行距離の訂正は、原則、当日中の対応となりますので、相違がある場合は速やかに検査官又は支局職員に申し出てください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

９,検査コース閉鎖のお知らせ

お知らせとお願い

仙台検査場の検査機器更新工事に伴い「第２コース」を閉鎖いたします。

日頃より、自動車検査業務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

仙台検査場の検査機器更新工事に伴い、**平成３０年９月から平成３１年１月上旬までの約４ヶ月間、第２コースを閉鎖**いたします。

第２コース閉鎖に伴い、**工事期間中は誘導員を配置**するほか、**検査実施体制の見直し**を行うこととしておりますが、以下のことについてご協力お願いします。

○　工事期間中、小型マルチテスタコースの減少に伴い審査に相当の時間を要することとなりますので、**フルタイム４ＷＤ車以外の車両**は極力、**第４コース、又は、第５コースにて受検**していただきますようお願いいたします。

○　工事期間中は支局構内駐車場の混雑及び検査終了時間の大幅な遅れが予想されますので、**ご予約いただいたラウンドでのコース待機及び受検時間を遵守**いただきますようお願いいたします。

○　当該工事により、本場検査場の処理能力が低下し、検査予約が取れにくくなりますので、**計画的な検査予約による平準化**にご協力いただきますようお願いいたします。

○　**工事完了後は、従来の検査実施体制**となります。

受検される皆様には大変ご迷惑をお掛けすることとなりますが、何卒ご理解とご協力方よろしくお願いいたします。

東北検査部からのお願い

平成30年8月31日

【お　知　ら　せ】
コースの並び方が変わります

日頃より、審査業務にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

平成30年９月より、機器更新に伴い第２コースが閉鎖されることから、コースの並び方が変わります。

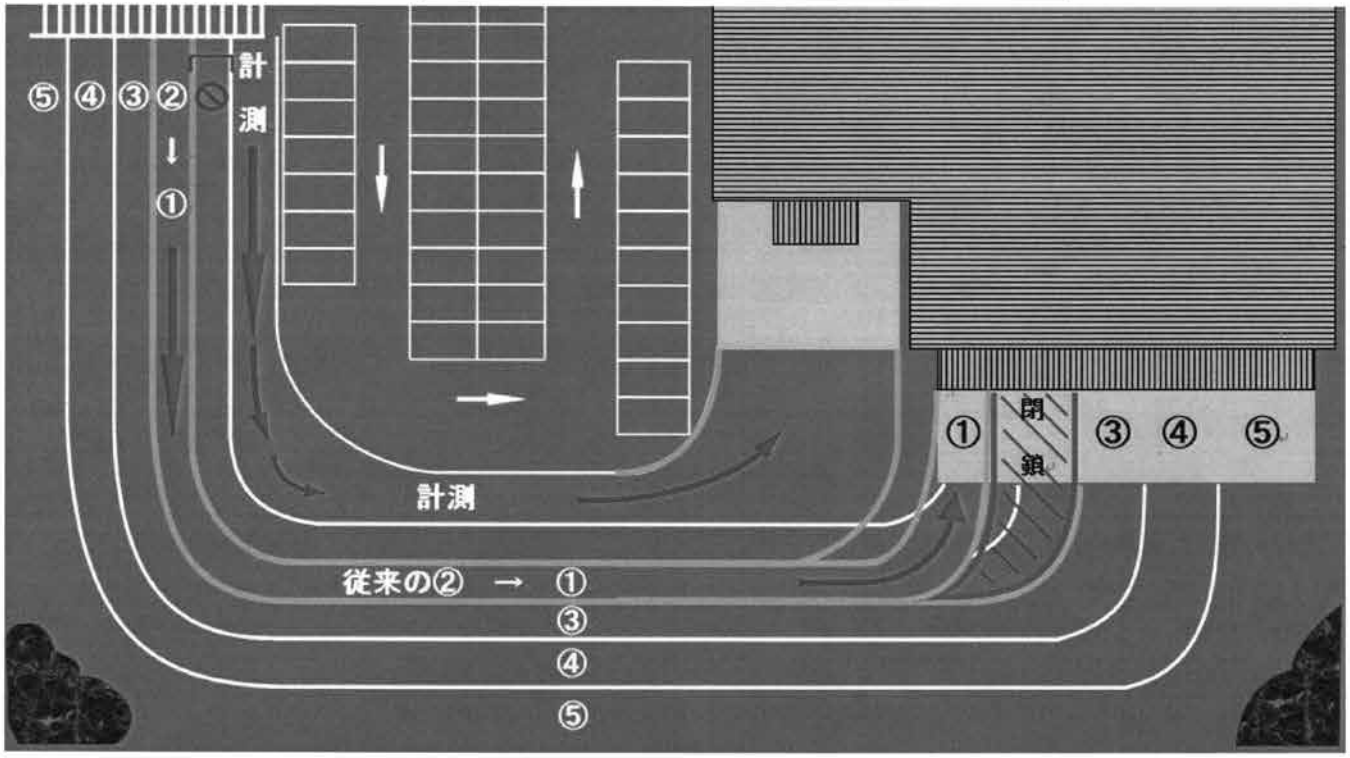

従来の第２コースは入り口手前で第１コースへ導入されますので、第１コースを受検されたい方は従来の第２コースへお並びいただきますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんが、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

10，【再周知】審査時車両状態について

東北検査部からのお願い

平成29年12月20日

【再周知】
審査時車両状態について

日頃より、審査業務にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

標記について、以前よりお知らせしているところですが、未だに荷台等に荷物等積載した状態又は以下に示す警告灯が点灯又は点滅している状態での受検が見受けられます。

この場合、審査は行いませんので、再度お知らせします。

■「審査時車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1．空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。

2．原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

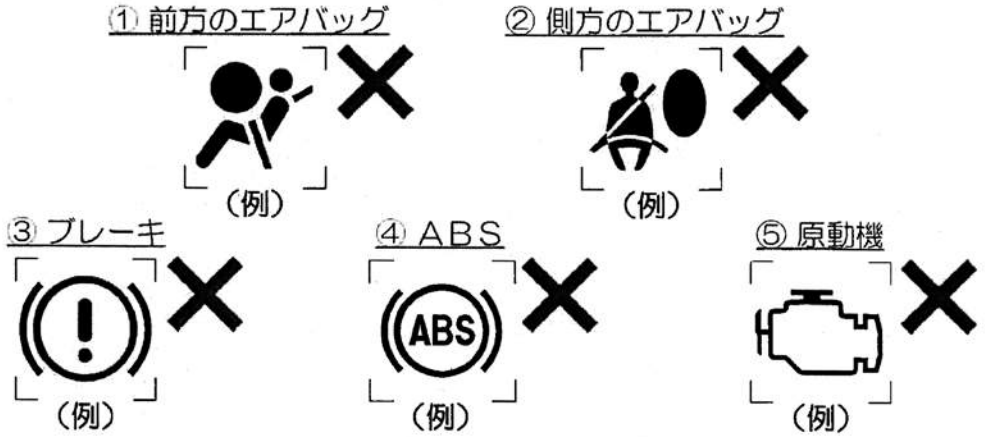

3．原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

4．受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

第４章　自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1　敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。

② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。

③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。

④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。

⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。

⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。

⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。

⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。

⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。

⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。

⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。

⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。

⑬ 審査業務等を行っている検査担当者等に相談や質問等を行わないこと。

⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。

⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。

⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。

⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。

⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。

ア　泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態

イ　汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態

ウ　排気管にプローブが挿入できる状態

エ　荷台等に物品等が積載されていない状態

オ　座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態

カ　窓ガラスが取外されていない状態

キ　全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態

ク　灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態

ケ　走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態

コ　エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態

サ　窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態

シ　寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態

ス　脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態

セ　軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態

ソ　専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）

(ｱ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態

(ｲ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態

(ｳ) (ｱ) 又は (ｲ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

③ 受検中は自動車検査票を保持すること。

④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。

⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

(3) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

(4) 検査担当者は、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び (2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。

(5) (4) に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑳までに掲げる事項及び (2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。

(6) (5) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。
また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

12,マツダのディーゼル車のリコールについて

連絡先：自動車局審査・リコール課リコール監理室
TEL　03-5253-8111　内線 42354
ｱﾄﾞﾚｽ：　http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日：平成３０年２月１日

リコール届出番号	４１７２	リコール開始日	平成３０年２月２日
届出者の氏名又は名称	マツダ株式会社 代表取締役社長　小飼 雅道 （問い合わせ先：マツダ（株）コールセンター ＴＥＬ　０１２０－３８６－９１９）		
不具合の部位（部品名）	①　原動機（エンジン制御コンピュータ） ②　原動機		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	①　ディーゼルエンジンにおいて、エンジンの保護制御が不適切なため、無負荷状態でアクセルを全開した際に燃焼異常が発生しても、エンジン保護機能が作動しない。そのため、燃焼異常により燃焼圧力が上昇し、最悪の場合、エンジンが破損するおそれがある。 ②　ディーゼルエンジンにおいて、低車速で加減速する走行を繰り返すと、燃焼時に発生する煤の量が増え、インジェクタ噴孔部に堆積し、燃料の噴霧状態が悪化することで、さらに煤の量が増え、排気側バルブガイド周辺に堆積することがある。そのため、排気バルブが動きにくくなり、圧縮低下による加速不良や車体振動が発生するとともに、エンジン警告灯が点灯あるいはグローランプが点滅し、最悪の場合、エンジンが停止するおそれがある。		
改善措置の内容	①　全車両、エンジン制御プログラムを対策プログラムに修正するとともに、エンジンおよびＤＰＦ（黒煙除去フィルタ）に堆積した煤を清掃する。 ②　使用者に当該不具合を周知し、エンジン警告灯が点灯あるいはグローランプが点滅した場合は、速やかに点検入庫するよう促す。また、点検入庫した場合には、エンジン制御コンピュータ等を点検し、排気バルブのバルブスプリング、インジェクタを無償で交換するとともに、エンジンおよびＤＰＦ（黒煙除去フィルタ）に堆積した煤を清掃する。		
不具合件数	①　２１件 ②　７２０件	事故の有無	無
発見の動機	市場からの情報による		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者：ダイレクトメール等で通知する。 ・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。 ・改善実施済車には、運転席側ドア開口部のドアストライカー付近にＮｏ．４１７２のステッカーを貼付する。		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
マツダ	LDA-DJ5AS	デミオ	DJ5AS-100009～DJ5AS-302568 平成 26 年 11 月 4 日～平成 29 年 10 月 27 日	13,639	① 13,631 ② 13,639
	LDA-DJ5FS		DJ5FS-100032～DJ5FS-312015 平成 26 年 8 月 5 日～平成 29 年 10 月 30 日	73,319	① 73,208 ② 73,319

車 名	型 式	通称名	リコール対象車の車台番号の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
	LDA-DK5AW	「CX-3」	DK5AW-100027～DK5AW-203764 平成 26 年 12 月 16 日～平成 29 年 10 月 28 日	17,728	① 17,670 ② 17,728
	LDA-DK5FW		DK5FW-100053～DK5FW-208913 平成 26 年 12 月 16 日～平成 29 年 10 月 28 日	42,438	① 42,242 ② 42,438
	LDA-BMLFP	「アクセラ」	BMLFP-100002～BMLFP-100356 平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 10 月 30 日	355	① 337 ② 355
	LDA-BMLFS		BMLFS-100011～BMLFS-111454 平成 28 年 5 月 26 日～平成 29 年 10 月 30 日	11,306	① 11,198 ② 11,306
	(計 6 型式)	(計 3 車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成 26 年 8 月 5 日～平成 29 年 10 月 30 日	(計 158,785 台)	① 158,286 ② 158,785

(備考) 本届出②は、平成２８年９月１日付け届出番号「３８８５」のリコール届出において、新たな原因が判明したため、リコールを実施するものである。

【注意事項】
リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。

13,認証番号の記載について

持ち込みにより継続検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

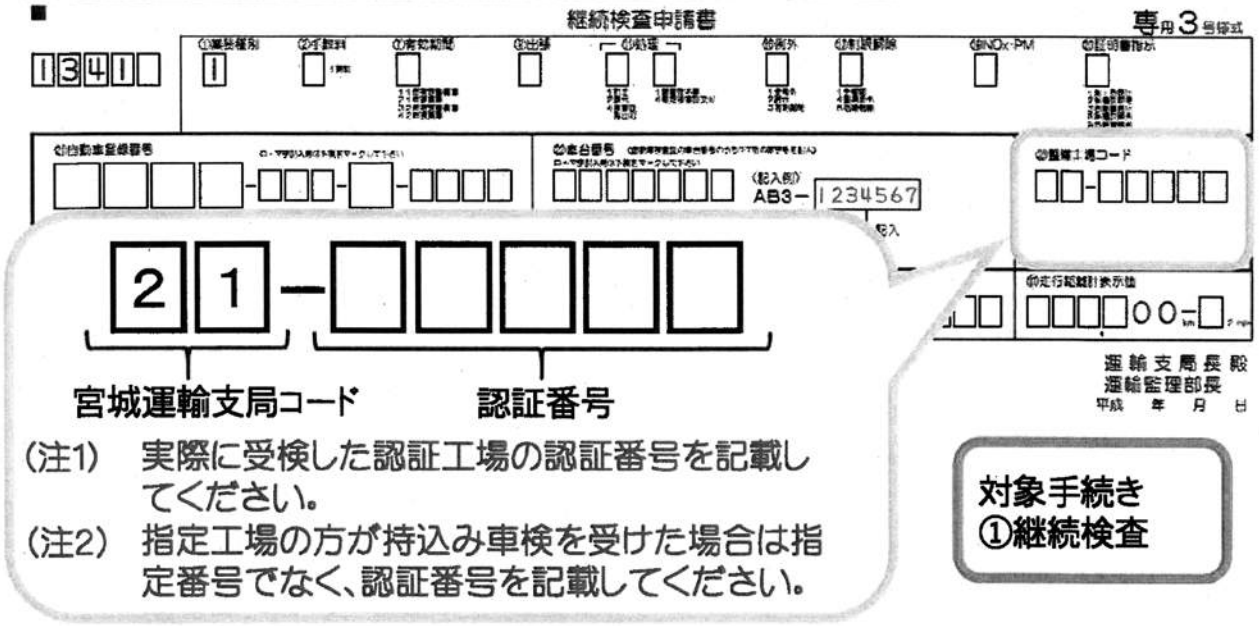

国土交通省　※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

持ち込みにより新規・予備検査を受ける認証工場の皆様へ

平成30年4月より、自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記載をお願いします。
また、平成30年6月からは認証番号の記載が必須となります。

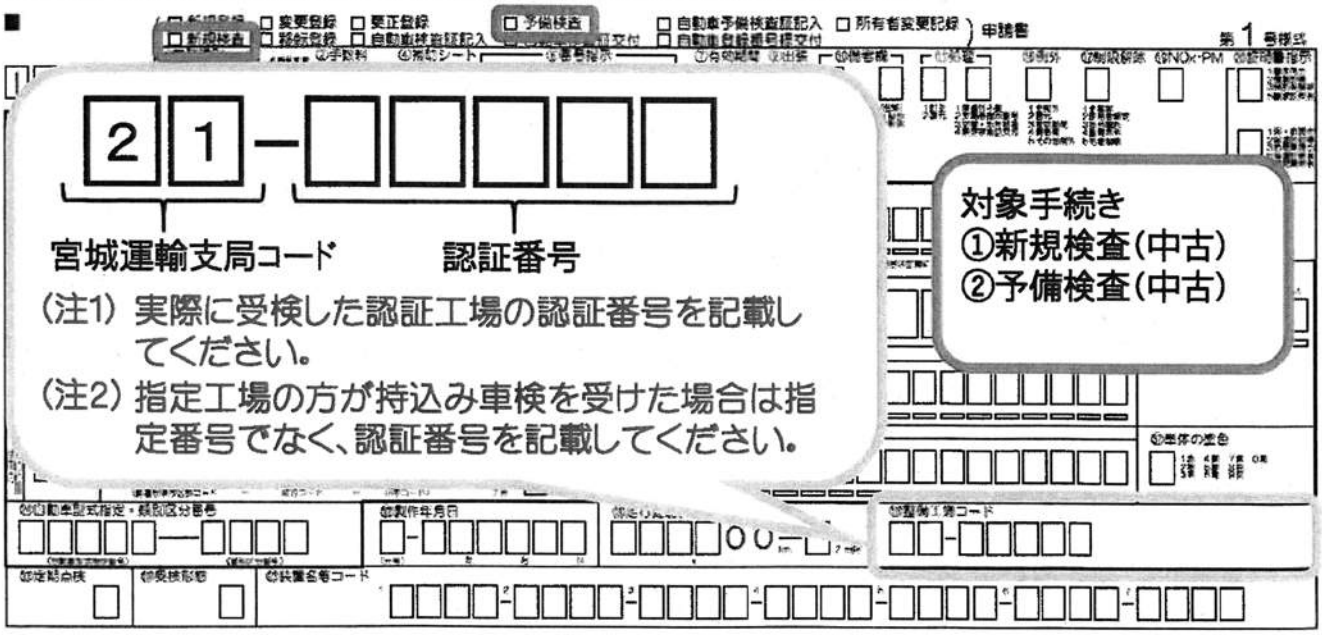

国土交通省　※指定工場で車検を実施した場合は、従来どおり「指定番号」での記載になります。

次回車検の重量税額がインターネットで分かるようになりました。

～平成30年4月2日より、次回自動車重量税額照会サービスを開始しました。～

① https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/ にアクセス。

② 「よくあるご質問」、「ご利用上の注意」を必ずご一読ください。

③ 「照会画面へ」をクリック。

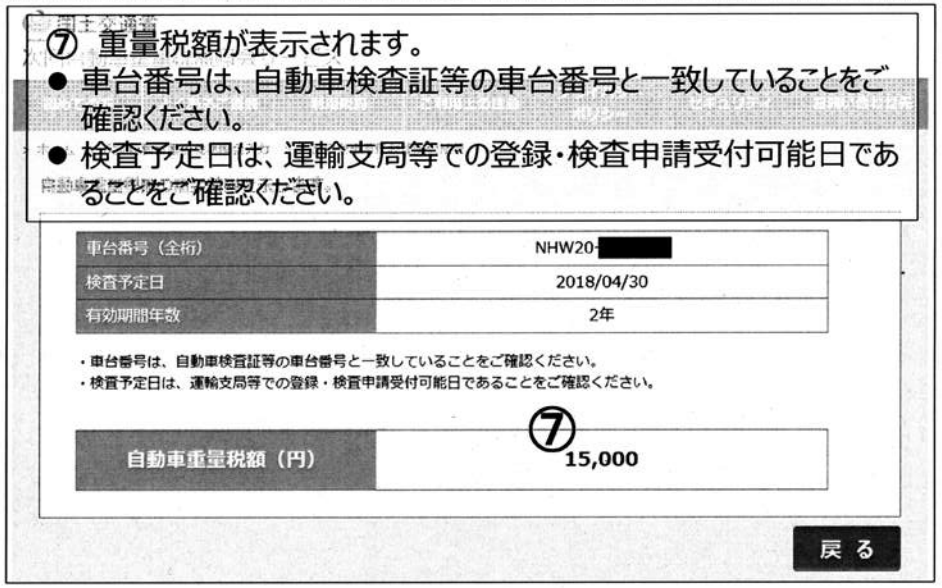

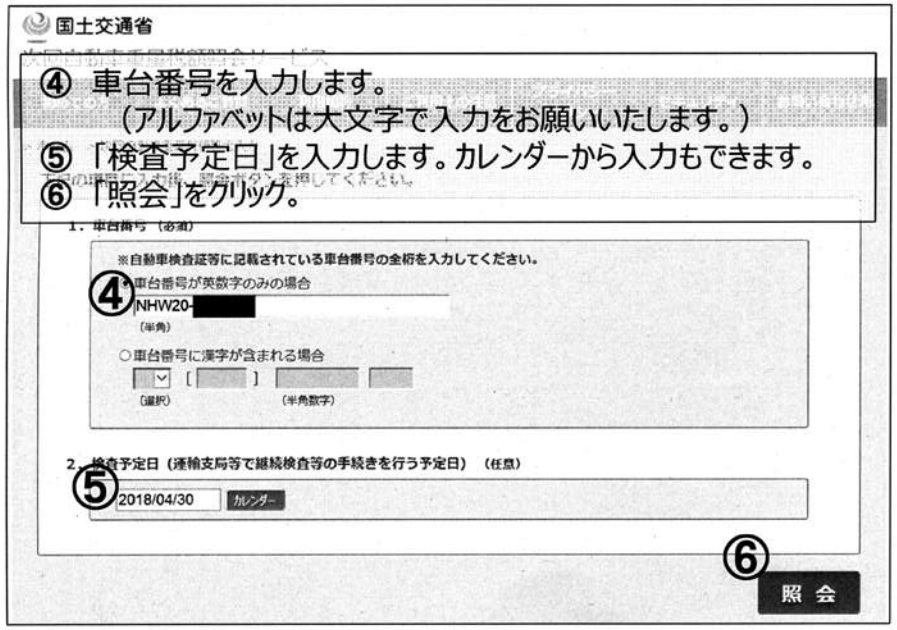

ご利用について

- 軽自動車の自動車重量税額の照会はできません。
- 土日祝日を含め、9:00～21:00の時間帯でご利用可能です。(年末年始、メンテナンス時除く)
- 当サービスは、Windowsのみの対応となっております。その他のOSからの照会の動作保障はしていません。
- 当サイトに記載されている情報の正確さについては万全を期していますが、国土交通省は、利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

国土交通省

東北運輸局　宮城運輸支局

14,次回自動車重量税額照会サービスについて

15,検査登録手数料について

自動車の検査登録手数料を改定し、オンラインで一括申請するワンストップサービス(OSS)を利用する場合と、従来からの窓口申請で行う場合に区分して、料金を設定します。

【対象手続】
新車新規検査登録、継続検査
(完成検査終了証又は保安基準適合証の提出車両に限る)

【開始時期】
平成30年4月1日より申請があったもの

手続		登録手数料		検査手数料		合計	
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
新車新規検査登録	OSS申請	700円	500円	1,100円	1,000円	1,800円	1,500円
	窓口申請(型式指定)		900円		1,200円		2,100円
	車両持込申請(型式指定以外)	700円	変更無	400円	変更無	1,100円	変更無
継続検査	OSS申請	−	−	1,100円	1,000円	1,100円	1,000円
	窓口申請(※)	−	−		1,200円		1,200円
	車両持込申請(指定整備以外)	−	−	400円	変更無	400円	変更無

(※)窓口申請でも保安基準適合証が電子化されているものに限り現行通り1,100円となります。
(平成31年4月1日以降は1,200円となります。)
○軽自動車・二輪の小型自動車に関する手数料の変更はありません。

国土交通省

16,タカタ製エアバッグのリコール未改修の場合、車検が通らなくなります！

【緊急告知】⚠

平成30年5月から、
エアバッグのリコール未改修の場合、
車検が通らなくなります!
早急にリコール作業を受けて下さい。

対象車種

タカタ製エアバッグを搭載した

いすゞ	コモ
SUBARU	インプレッサ、レガシィ
ダイハツ	ミラ、ハイゼット など4車種
トヨタ・レクサス	ヴォクシー、カローラ、SC430 など25車種
日産	エクストレイル、フーガ など14車種
ビー・エム・ダブリュー	E46、3シリーズ(318i、320i など)11種
ホンダ	フィット、アコード など31車種
マツダ	RX-8、アテンザ など5車種
三菱	ランサー、アイ など4車種

※詳しくは裏面をご覧下さい。

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport　軽自動車検査協会 Light Motor Vehicle Inspection Organization

ISUZU　SUBARU　DAIHATSU　TOYOTA　LEXUS

NISSAN　BMW　HONDA　mazda　MITSUBISHI MOTORS

そのままお乗りいただくと大変危険です。
一刻も早い改修をお願いします。

—交通事故でエアバッグが異常破裂した事例—

写真:エアバッグが異常破裂し内部の金属部品が飛び散りバッグの中央部が大きく裂けている状態

1. まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認下さい。

※まず下記の検索システムにて措置対象かどうかご確認ください。

検索システム　パソコン用URL

リコール情報検索アプリ　検索

https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html

スマホ・タブレット用アプリ

(注)ビー・エム・ダブリューは対応しておりませんので、下記のホームページより検索して下さい。

2. 未改修車であった場合には、リコール改修を実施してください。ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

●各自動車メーカー問合せ先とホームページURL

メーカー	お問い合わせ先	ウェブサイトURL
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
株式会社SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
レクサス	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュー株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/vsearch
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=

国土交通省タカタ専用ダイヤル
03-5539-0452

エアバッグリコール特設ホームページ
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html

国土交通省から
整備事業者の皆様へのお願い

▶平成30年5月から、タカタ製エアバッグのリコール未改修の場合、車検が通らなくなります。

▶ユーザーから車検の依頼があったときは、事前に検索システムで確認をお願いします。

入庫から車検更新までのフロー

対象メーカー(※1)

- ・トヨタ
- ・レクサス
- ・ホンダ
- ・日産
- ・ダイハツ
- ・マツダ
- ・スバル
- ・三菱
- ・BMW
- ・いすゞ

「メーカー名」と「車台番号」の確認

↓

対象メーカー(※1)か確認 → いいえ → 車検更新

↓ はい

車台番号でリコール改修済みか確認
【検索システムで確認】※裏面参照 → 改修済み → 車検更新

↓ 未改修

- ディーラー等と調整のうえリコール改修
- 改善措置済証の取得

→ 改善措置済証の提出 → 車検更新

未改修 → **車検は更新されません!!** STOP

国土交通省

検索システム

※下記の検索システムにて未改修車かどうかご確認ください。

リコール情報検索アプリ　検索

パソコン用URL
https://www.jaspa.or.jp/user/mycar/application/recallsearch.html

スマホ・タブレット用アプリ

Available on the App Store
専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。

GET IT ON Google Play
専用アプリは、Google Play™からダウンロードできます。

(注)ビー・エム・ダブリューは対応しておりませんので、以下のURLより検索してください。
http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html

改善措置済証(例)

様式（改善措置済証）（第2条関係）

改善措置済証

下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3の規定に基づく改善措置を実施したことを証明する。

1 リコール届出番号	2 車台番号	3 自動車登録番号／車両番号
4 作業年月日　年　月　日	5 改善措置実施者 事業者名 住所、電話番号	印
6 発行者	事業者名 住所	
7 備考		

車検を受ける際に必要となる場合がございますので、必ず車検証と一緒に保管してください。
万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記連絡先へお問い合わせください。

（例）

●リコールを改修した場合は改善措置済証を窓口へ提出する必要があります。

※メーカーにより様式が異なります。

国土交通省タカタ専用ダイヤル・エアバッグリコール特設ホームページ

☎ 03-6747-9575
http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/recallinfo_000.html
※当ホームページにおいて、リコール改修時のディーラー等への対応に関するご意見の受付を平成30年4月から開始します。

OSS申請を活用されている整備事業者の方への注意事項

●リコール改修後に、車検の更新に係るリコール改修済情報が国土交通省のデータベースに反映されるまでに概ね4日程度の期間が必要となっております。リコール改修済情報が反映されていない場合、OSSによる受付ができません。本リコールの改修済の方でお急ぎの場合は、窓口への直接申請をお願いいたします。

（※窓口申請時に提出する申請書には使用者の自署又は押印が必要となります。）

定期点検時等においても、リコール改修にご協力いただきますようお願いします。

自動車検査受付装置の運用について
（平成30年6月11日（月）～運用開始）

平素より国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、自動車検査受付装置を設置し、自動車技術総合機構の**自動車検査予約システムによりインターネットで本予約いただいた車両**については、当該**装置により予約確認**を行っていただくことが**可能**となりました。

これにより、**自動車検査票の準備**、**自動車検査票１への記載**が**不要**となります。

つきましては、自動車検査受付装置の画面案内に従い、検査予約確認を行っていただきますようお願いいたします。

予約確認後においては、**手数料印紙、自動車審査証紙を検査票の所定の位置に貼付**し、車両の**検査に必要な書面を持参**の上、当該車両にて予約されたラウンドで**受検**していただきますようお願いいたします。

★予約確認対象★

予約システムにて本予約した車両で、予約日当日、予約ラウンドの受付時間内に受付をおこなうものを対象とします。

受付時間

１Ｒ　８：３０～１０：００　２Ｒ１０：００～１１：４５
３Ｒ１２：１５～１４：００　４Ｒ１４：００～１５：４５

宮城運輸支局　検査整備保安部門

カンタン受付

～車検証のQRコードをかざすだけ～

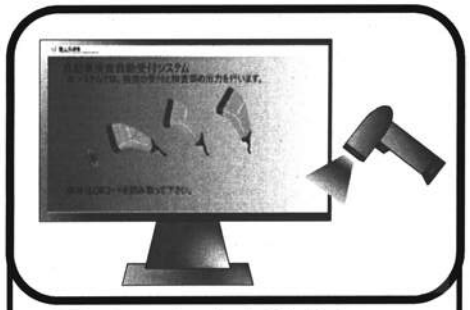

・画面の案内を確認

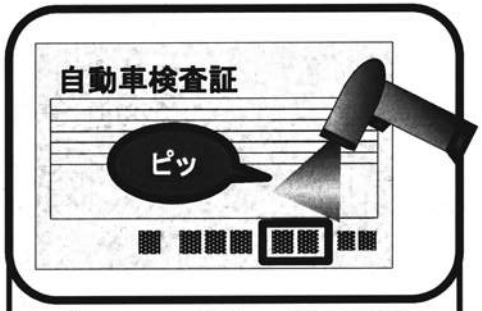

・バーコードリーダで読取

・プリンタから検査票出力

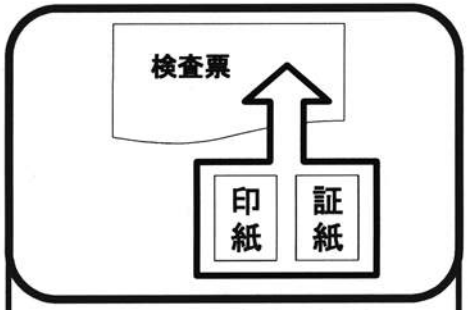

・検査票に手数料を貼付

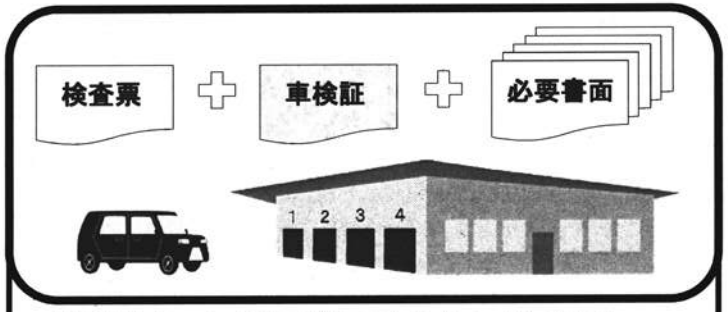

・準備頂いた必要書面とともに検査場へ

※インターネットにより、自動車機構の予約システムで予約された方は、利用いただけます。

※不慣れな方は、窓口職員まで！！

宮城運輸支局　検査整備保安部門

18,定期点検整備作業受入時の有効期間等の確認について

事　務　連　絡
平成３０年８月１日

管内各運輸支局
首席陸運技術専門官　殿

東北運輸局自動車技術安全部
整備・保安課長

定期点検整備作業の依頼を受けた自動車の受入点検等における過去の点検又は整備の実施状況等の確認について

先般、旅客輸送の安全の確保を使命とする管内のタクシー事業者が、車両管理を怠っていたため、当該タクシーの自動車検査証の有効期間満了日の経過に気づくまでの９ヶ月間に渡る、無車検・無保険運行事案を引き起こした。

当該タクシーは、自動車分解整備事業者が定期点検整備作業を行っていたが、当該整備事業者は、当該タクシーの過去の点検又は整備の実施状況等を確認しなかったため、12ヶ月定期点検整備を未実施（車検未実施）のまま、3ヶ月定期点検整備作業を3回連続して行っていた。

つきましては、自動車分解整備事業者に対して、各種研修及び監査等の機会を捉えて、下記事項について周知徹底を図り、同種無車検運行の再発防止に万全を期すようお願いします。

記

○　定期点検整備作業の依頼者への説明及び確認について

点検又は整備の作業の依頼者に対して、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況等を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる整備の内容及びその整備の必要性について説明を行うこと。

この際、定期点検整備作業の受入点検等の担当者は、当該自動車の有効期間満了日が経過している場合など、依頼のあった整備の内容と、必要となると認められる整備の内容とに相違がある場合は、依頼者へ確実に確認すること。

19,分解整備事業者の処分状況一覧表

平成28年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
1 山形	平成28年4月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。
2 宮城	平成28年5月	自動車分解整備事業の停止 10日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。
3 宮城	平成28年5月	自動車分解整備事業の停止 10日間	①認証を受けた作業場以外で分解整備を実施した。 ②対象とする自動車の種類以外を分解整備した。
4 福島	平成28年10月	自動車分解整備事業の停止 10日間	①分解整備記録簿の虚偽記載。
5 福島	平成28年10月	自動車分解整備事業 文書警告	①不正改造状態での車検手続き。 ②概算見積書の未交付。
6 福島	平成28年11月	自動車分解整備事業の停止 10日間	①点検整備記録簿の虚偽記載をした。 ②整備主任者の分解整備等に関する統括管理に不備があった。 ③違反行為の幇助をした。
7 青森	平成29年3月	自動車分解整備事業の取消	①自動車分解整備事業を廃止したにもかかわらず、その旨を30日以内に届け出しなかった。

平成29年度　分解整備事業者の処分状況一覧表

支局	処分年月日	処分内容	違反の概要
処分事案無し			

20,ペーパー車検を行った民間車検場の取消し処分について

《発表記者会：青森県政記者会、東北電力記者会、宮城県政記者会》

国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成３０年７月１２日
国土交通省東北運輸局

ペーパー車検を行った民間車検場の取消し処分を行います

東北運輸局は青森県内の自動車分解整備事業者（弘伸自動車有限会社）に対し、「ペーパー車検」※1による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、指定自動車整備事業の指定の取消しなどの行政処分を行うこととしましたのでお知らせします。
なお、本件は青森県警察の不正車検の捜査により、指定自動車整備事業者が平成２９年１０月に逮捕され、平成３０年４月に有罪判決が確定した事案です。

【事業者名】
弘伸自動車有限会社（青森県弘前市）

【不利益処分の内容】（処分日平成３０年７月２０日）
（１）自動車分解整備事業※2の停止　５５日
（２）指定自動車整備事業※3の指定の取消し
（３）自動車検査員※4の解任命令　２名

【法令違反の主な内容】
別紙のとおり

【違反の概要】
（１）事業者は、依頼者の求めに応じて行い、起訴された２台の自動車に対するペーパー車検、１台の自動車に対して点検整備を実施していない不正改造状態の自動車に保安基準適合証を交付する違反を行った。
この他、１台のペーパー車検を実施し、２台の不正改造状態の自動車に保安基準適合証を交付した。
また、点検整備の一部を実施していない車両に対して適合証を交付するとともに、分解整備記録簿等に虚偽の記載を行った。
さらに、過去の監査において虚偽の陳述等を行った他、認証を受けずに分解整備事業を行う第三者の違反行為に対して、自社施設を貸し出す等により違反行為の幇助を行った。
（２）自動車検査員２名は不正改造状態等の自動車であるにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。
また、うち１名は検査を行っていないにもかかわらず保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。

【お問い合わせ先】
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課　阿部、渡邊
TEL ０２２－７９１－７５３４ FAX ０２２－２９９－８８７２

別紙　法令違反の主な内容

・道路運送車両法第９１条第１項違反　（分解整備記録簿の虚偽記載）

・道路運送車両法第９１条の３違反
（分解整備等に関する統括管理不足・認証を受けずに分解整備事業を行う法令違反の幇助）

・道路運送車両法第９４条の３第１項違反　（法令遵守の体制でない）

・道路運送車両法第９４条の５違反
（ペーパー車検での車検手続・不正改造状態での車検手続）

・道路運送車両法第９４条の５第１項違反
（ペーパー車検の実施・点検整備の全て未実施・点検整備の一部未実施・不正改造状態への保安基準適合証交付・同一性の異なる車両への適合証交付）

・道路運送車両法第９４条の６第１項違反　（指定整備記録簿の虚偽記載）

・道路運送車両法第１００条第１項違反　（虚偽報告）

・道路運送車両法第１００条第１項違反　（虚偽陳述）

※1 「ペーパー車検」とは、自動車検車証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為。

※2 「自動車分解整備事業」とは、エンジンを外して行う整備など自動車の「分解整備」を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければならない。

※3「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車分解整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であり、当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を省略して車検手続が行える。

※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任する。

21,自動車点検基準等の改正について

別添３

主な改正内容

１．大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量８トン以上又は乗車定員 30 人以上の自動車に係る定期点検整備の３ヶ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
・スペアタイヤの取付状態
・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

２．整備主任者の研修について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者が、自らが選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸監理部長又は運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講することとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、１年に１度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（ＨＰにおける案内等）をご確認下さい。

３．自動車検査員の研修について

指定自動車整備事業規則の改正により、指定自動車整備事業者が、自らが選任した自動車検査員に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、１年に１度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（ＨＰにおける案内等）をご確認下さい。

４．自動車分解整備事業者における依頼者への料金の概算見積の提供について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積の提供について、PDF ファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

５．整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければ

ならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、２年に１度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（ＨＰにおける案内等）をご確認下さい。

2018年10月1日 施行

点検基準が改正されました。

スペアタイヤの点検、ツールボックスの点検が、3か月毎の定期点検に、義務付けされます。

〔対象〕車両総重量8トン以上のトラック(トレーラ)と乗車定員30名以上のバス

(追加された)点検項目と実施方法

点検の結果は、必ず記録簿に記入します。

スペアタイヤ

=フレームやボディーなど、車外に取り付けられているスペアタイヤ

1 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷

○スペアタイヤを取り外し、次の点検を行います。

- スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。
- スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、がたがないかを手で揺するなどして点検します。さらに、損傷がないかを目視などにより点検します。
- スペアタイヤのディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤ取付装置とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検します。

2 スペアタイヤの取付状態

○スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行います。

- スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上チェーンにねじれやひっかかりがないことを確認し、規定トルクで締め付けます。
- スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検します。また、スペアタイヤの取付けに緩みがないかをスペアタイヤを強く押すなどして点検します。

ツールボックス

=フレームやボディーなど、車外に取り付けられた工具箱や資材入れ等

3 ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

○ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。

いすゞ自動車㈱/日野自動車㈱/三菱ふそうトラック・バス㈱/UDトラックス㈱

22,街頭検査で「ナンバー読取装置」を試行運用しました

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 3 月 23 日
自動車局整備課

車検切れ車両を捕捉

—街頭検査で「ナンバー読取装置」を試行運用しました—

平成 29 年 9 月 15 日に公開デモを行った可搬式の「ナンバー自動読取装置」を全国 5 箇所における街頭検査に試行導入し、計 3,696 台のナンバーを読み取り、車検切れ車両 7 台のドライバーに対し、直接指導のうえ警告書を手交しました。

本試行運用の結果を踏まえ、来年度、全国の運輸局に当該装置を本格導入して、引き続き車検切れ運行の排除に努めてまいります。

○可搬式「ナンバー自動読取装置」の試行運用実施結果

実施場所	北海道 札幌市 (鉄工団地通)	沖縄県 宜野湾市 (国道 58 号線)	長崎県 佐世保市 (SSK バイパス)	茨城県 坂東市 (国道 354 号線)	兵庫県 西宮市 (国道 43 号線)	合計
実施日 時間	10 月 10 日 13:30～15:30	11 月 17 日 13:45～15:45	12 月 6 日 13:30～15:00	12 月 13 日 13:30～15:30	12 月 15 日 10:00～12:00	
A)読取車両数※1	652 台	960 台	602 台	611 台	871 台	3,696 台
B)車検切れ車両※2	0 台	3 台	1 台	1 台	2 台	7 台
C)無車検率(B/A)	—	0.31%	0.16%	0.16%	0.22%	0.18%

※1 読取車両数:ナンバープレートを読み取った車両の数

※2 警告書を交付した車検切れ車両は、警察に引き渡すとともに、その後車載専用車等により移動されました。

○今後の予定

本年度の試行運用の結果を踏まえ、来年度全運輸局等に当該装置を導入し、全国における街頭検査において車検切れ車両の捕捉・指導を行ってまいります。

【試行運用実施イメージ】

【問い合わせ先】
自動車局整備課　加野島、及川
代表：03-5253-8111（内線 42427）
直通：03-5253-8589
FAX：03-5253-1639

23,民間車検場の不正行為に関する通報窓口を設置しました！

（平成２９年１１月２９日国土交通省自動車局プレス）
《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成２９年１１月３０日
国土交通省東北運輸局

民間車検場の不正行為に関する通報窓口を設置しました！

東北運輸局ホームページに、指定自動車整備事業者（いわゆる民間車検場）によるペーパー車検※等の不正行為に関する通報窓口を設置しました。

※指定自動車整備事業者において、自動車の点検整備・検査を全て実施せずに保安基準適合証を交付し、不正に自動車検査証の交付を受けること。

１．通報窓口設置までの背景

指定自動車整備事業者における事業運営の適正化については、法令に基づく業務の適正な実施を確保するため、東北運輸局において指導徹底を図ってきたところですが、依然として悪質な不正事案が発生しております。

これを受け、東北運輸局は、幅広く不正行為に関する情報を把握するため、ホームページに、ペーパー車検等の不正行為に関する通報窓口を設置しました。

２．ペーパー車検等の情報をご存知の方は

指定自動車整備事業者によるペーパー車検等の不正行為に関する情報をご存知の場合には、以下の通報窓口 URL から様式をダウンロードして必要事項（指定自動車整備事業者名、不正行為の内容等）を記入の上、メール等によりお知らせください。

指定自動車整備事業者による不正行為の抑制・防止に向けて、ご協力をお願い申し上げます。

○通報窓口 URL

（http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub.html）

不正車検通報窓口

こちらをクリック！！

なお、情報を提供いただいた方の個人情報は厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。

東北運輸局マスコット
"とうほくろっ犬"

【お問い合わせ先】
東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課　阿部、佐藤
TEL ０２２－７９１－７５３４　FAX ０２２－２９９－８８７２
通報窓口 URL（ http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub.html ）

指定自動車整備事業者による不正行為通報窓口一覧

※通報する事業場が所在する都道府県及び地区の運輸支局等へご連絡ください。

運輸局	運輸支局等担当		電話番号	FAX番号
東北運輸局 022-791-7534 電子メールで通報	宮城運輸支局	整備担当	022−235−2517 （ダイヤルイン２）	022−231−5377
	福島運輸支局	整備担当	024−546−0342	024−545−1561
	岩手運輸支局	整備担当	019−637−2912	019−639−1033
	青森運輸支局	整備担当	017−715−3320	017−724−0003
	山形運輸支局	整備担当	023−686−4714	023−686−4601
	秋田運輸支局	整備担当	018−863−5814	018−864−0250

指定自動車整備事業者による不正行為の通報様式

注意事項

※ 通報者の個人情報を厳重に管理し、漏洩等の防止に適切な対策を講じます。
※ お寄せいただいた情報は、国土交通省において、指定自動車整備事業者による不正行為に関する調査等の参考として活用させていただきます。
※ 通報内容欄には、できる限り詳細情報を記入してください。
※ 指定自動車整備事業による不正行為と直接関係の無い、車両の不具合等に関する連絡はご遠慮願います。
※ ご記入いただいた内容についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。
※ ご記入いただいた内容についての確認のためにご連絡させていただく場合がございます。

ご記入の前に、上記注意事項をご確認ください。 ⇒ ☐ 確認しました。

1. 通報される方の情報

お名前	
住所	
電話番号	
e-mailアドレス	

2. 通報内容

不正行為に関する情報	整備事業者名（必須）	
	所在地（必須、わかる範囲で）	
	不正行為が実施された自動車の登録番号	
	車名・通称名	
	不正行為の種類（必須）	ペーパー車検 ・ 不正改造車の車検 ・ 検査のみ実施 その他（　　）
不正行為の日時等（必須）	平成 平成	年　月　日　から 年　月　日　まで
不正行為の内容（必須）		
	不正行為を確認できる資料の有無、名称	
	資料の内容	
	不正行為の隠蔽方法	
その他参考情報		

24,公道を走行するカートの安全基準を強化します

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 4 月 27 日
自動車局技術政策課

公道を走行するカートの安全基準を強化します

－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －

公道を走行するカートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

公道を走行するカートについては、外国人観光客を中心とした運転者による利用が増加していますが、それに伴い、都内をはじめ複数の事故が発生しているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、当該カートについて、他の交通からの視認性の向上及びシートベルトの設置義務化等の安全確保策を講じるため、道路運送車両の保安基準等を改正し、四輪原動機付自転車等の安全基準を拡充・強化します。

1. 保安基準等の主な改正項目（※ 改正の詳細については別紙をご覧ください。）

（1）他の車両からの視認性の向上対策
- 被視認性向上部品の設置義務化
- 夜間被視認性向上灯火器の義務化

（2）乗員保護に関する安全性向上対策
- 座席ベルトの装備義務化
- 頭部後傾抑止装置の装備義務化
- かじ取り衝撃吸収構造の義務化

（3）その他の安全性向上対策
- 回転部分の突出を禁止

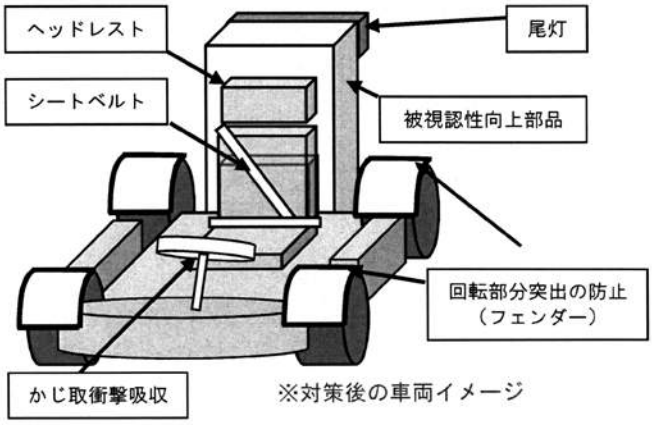

※対策後の車両イメージ

2. 公布・施行

公　布　:4月27日（本日）
施　行　:4月27日（※各基準の適用日については別紙参照）

問い合わせ先
自動車局　技術政策課　　齋藤、中里
代表:03-5253-8111（内線 42255）
直通:03-5253-8591、FAX　03-5253-1639

【別紙】

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1．改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において原動機付自転車に区分される公道を走行するカートにあっては、外国人観光客らが運転する車両を中心に事故が相次いだことから、運転者の安全を確保するため、車両安全対策検討会の下に設置した「四輪原動機付自転車安全対策ワーキンググループ」において、四輪原動機付自転車等の安全対策の検討を行った結果、昨年 12 月に対策の内容がとりまとめられた。

今般、この検討の結果を踏まえた対応を行うため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の改正を行うこととする。

2．改正の概要

三輪及び四輪の原動機付自転車の安全性を向上させるため、以下のように保安基準を定める旨の改正を行うほか、所要の改正を行う。

【適用範囲】

三輪又は四輪の原動機付自転車

【概要】

対策	定める基準の概要	基準の対象車両
被視認性向上部品の設置義務化	地上から 1m 以上の高さにおいて、前後・左右から見ても一定の面積が視認できる構造となっていること	座席の地上からの高さが 500mm 未満の三輪又は四輪の原動機付自転車（またがり式座席のものは除く）
夜間被視認性向上灯火器の義務化	尾灯を構造物の最大高さ付近に取り付けること	
座席ベルトの装備義務化	２点式又は３点式の座席ベルトを装備すること	三輪又は四輪の原動機付自転車（またがり式座席のものは除く）
頭部後傾抑止装置の装備義務化	頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）を装備すること	
かじ取衝撃吸収構造の義務化	かじ取装置が衝撃を吸収する構造となっていること	三輪又は四輪の原動機付自転車（バーハンドル式は除く）
回転部分の突出を禁止	車体からタイヤが突出しない構造となっていること	三輪又は四輪の原動機付自転車

【適用時期】

<table>
<tr><th colspan="2">対策</th><th>新車への適用時期</th><th>使用過程車への適用時期</th></tr>
<tr><td colspan="2">被視認性向上部品の設置義務化</td><td colspan="2" rowspan="3">平成 32 年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">夜間被視認性向上灯火器の義務化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">座席ベルトの装備義務化</td><td>２点式又は３点式</td></tr>
<tr><td>３点式</td><td rowspan="4">平成 33 年４月１日</td><td rowspan="4">適用なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">頭部後傾抑止装置の装備義務化</td></tr>
<tr><td colspan="2">かじ取衝撃吸収構造の義務化</td></tr>
<tr><td colspan="2">回転部分の突出を禁止</td></tr>
</table>

３．スケジュール

公　布：平成 30 年４月 27 日

施　行：平成 30 年４月 27 日

25,大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年7月
豪雨関連

平成30年7月9日
自動車局整備課

大雨で浸かったクルマ、水が引いても使用しないで

～　平成３０年７月豪雨の被害を受けて　～

国土交通省では、平成30年7月豪雨の被害を受けて、水に浸った自動車ユーザーの方へ、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災を防止するための注意喚起を行っています。

大雨等による浸水や冠水被害を受けて水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、以下のように対処して下さい。

1．自分でエンジンをかけない。

2．使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。

3．なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますので、バッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。

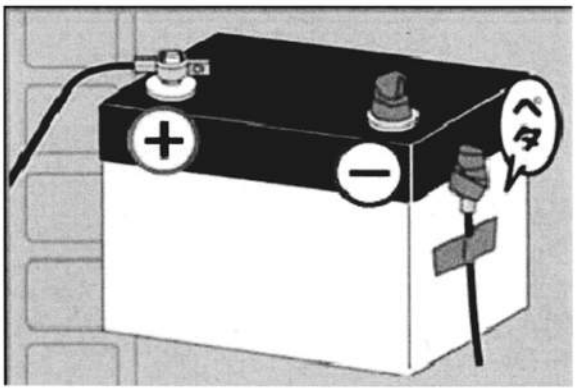

※外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置（テープなどで覆う）をして下さい。

（注）当該情報については、国土交通省公式 Twitter、自動車局 HP にも掲載されております。
また、JAF[一般社団法人日本自動車連盟]及び JAMA[一般社団法人日本自動車工業会]の HP において、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。
・JAF の HP ：http://www.jaf.or.jp/profile/news/file/2010_45.htm
・JAMA の HP：http://www.anzen-unten.com/home/a1/b1/trouble003.html
http://www.anzen-unten.com/home/carlife-all/carlife/index.html

＜問い合わせ先＞
自動車局整備課　児島、伊堂寺
代表：03-5253-8111（内線：42426）、03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

26,衝突被害軽減ブレーキの性能を国が認定します

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 30 年 3 月 30 日
自動車局技術政策課

衝突被害軽減ブレーキの性能を国が認定します

― 衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の創設について ―

高齢運転者による交通事故防止対策の一環として、自動車メーカー等の求めに応じ、乗用車の衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度を創設します。

国土交通省では、高齢運転者による交通事故を防止するために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議における昨年3月の中間取りまとめを踏まえ、今般、自動車メーカー等の求めに応じ、衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度を創設します。

1. 制度の概要 （※ 詳細については別紙をご覧ください。）

(1)対象となる自動車

道路運送車両法第75条第1項の規定に基づく型式の指定又は輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、自動車メーカー等から本制度に係る申請があったもの

(2)認定の基準

① 静止している前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しない又は衝突時の速度が20km/h以下となること。

② 20km/hで同一方向に走行する前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しないこと。

③ ①及び②の衝突被害軽減ブレーキによる制動制御の少なくとも0.8秒前までに、衝突のおそれがある前方車両の存在を運転者に知らせるための警報が作動すること。

(3)結果の公表

認定を受けた自動車の情報を国土交通省HPで公表するほか、自動車メーカー等が、衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において当該情報を活用することができます。

2. 公布・施行

公 布 :3月30日(本日)
施 行 :4月 1日

問い合わせ先
自動車局 技術政策課 衣本、河野
代表:03-5253-8111(内線 42255)
直通:03-5253-8591、FAX 03-5253-1639

【別紙】

衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度の創設について

１．制度創設の背景

国土交通省では、高齢運転者による交通事故の防止のために設置された「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議において、衝突被害軽減ブレーキ等の運転者の安全運転を支援する機能を備えた自動車の普及啓発方策について検討を行い、昨年３月に中間取りまとめを行った。

当該中間取りまとめにおいて、自動車メーカー等の求めに応じ、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が一定の性能を有していることを国が確認し、その結果を公表する制度の創設について検討することとされたことを踏まえ、今般、「衝突被害軽減ブレーキの性能認定制度」を以下のとおり創設するための告示の制定を行うこととする。

２．制度の概要

○　国土交通大臣は、下記（１）の自動車について、搭載されている衝突被害軽減ブレーキが下記（２）の性能を有していることを確認し、認定を行う。

（１）対象となる自動車

下記①又は②に該当する自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のもののうち、自動車メーカー等から本制度に係る申請があったもの

①　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

②　「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付国自審第 1255 号）に基づく輸入自動車特別取扱自動車の取扱いを受けた自動車

（２）衝突被害軽減ブレーキの性能

下記①～③の性能を有していること

①　静止している前方車両に対して 50km/h で接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しない又は衝突時の速度が 20km/h 以下となること。

②　20km/h で同一方向に走行する前方車両に対して 50km/h で接近した際に、衝突被害軽減ブレーキによる制動制御により、衝突しないこと。

③　①及び②の衝突被害軽減ブレーキによる制動制御の少なくとも 0.8 秒前までに、衝突のおそれがある前方車両の存在を運転者に知らせるための警報が作動すること。

○　上記の認定を受けた自動車に係る情報については、国土交通省ＨＰで公表するほか、自動車メーカー等が、衝突被害軽減ブレーキの普及促進のための広報活動等において当該情報を活用することができることとする。

３．スケジュール

公　布：平成 30 年３月 30 日
施　行：平成 30 年４月　１日

27,衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 30 年 4 月 20 日
自動車局審査・リコール課

衝突被害軽減ブレーキは万能ではありません！

～衝突被害軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための
啓発ビデオを公開しました～

衝突被害軽減ブレーキが、走行中の周囲の環境や路面の状態等によっては、障害物の認知や衝突の回避ができない場合があることを啓発するためのビデオをホームページに公開しました。

近年、衝突被害軽減ブレーキの普及が進んでいますが、同装置が正常に作動していても、走行時の周囲の環境によっては障害物を正しく認識できないことや、衝突を回避できないことがあります。

このため国土交通省では、衝突被害軽減ブレーキにより衝突回避が難しい状況について、不動作状況時の車両挙動等を実車の走行試験により確認し、衝突被害軽減ブレーキの使用上の注意点を解説した啓発ビデオをホームページに公開しましたので、是非、御覧いただき、事故防止にお役立てください。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
○ 国土交通省自動車局審査・リコール課
YouTube 公式アカウント
https://www.youtube.com/channel/
UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g

衝突を回避できない場合がある事例
（滑りやすい濡れた路面）

衝突被害軽減ブレーキを正しく使用するための注意事項

1. 衝突被害軽減ブレーキは完全に事故を防ぐことができません。
運転者はシステムを決して過信せず細心の注意をはらって運転してください。

2. 衝突被害軽減ブレーキの作動する条件は、自動車の取扱説明書に記載してありますので、車種毎に異なる作動条件を把握してください。

問い合わせ先：国土交通省自動車局審査・リコール課
鈴木、村井
代表：03-5253-8111（内線）42352
直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640

28,自動運転技術等に対応した自動車検査手法の導入に向けて

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年5月11日
自動車局整備課

「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」
中間とりまとめの公表について
～　自動運転技術等に対応した自動車検査手法の導入に向けて　～

国土交通省は、平成29年12月より自動車の電子制御装置の機能確認の手法を確立するため、車載式故障診断装置（OBD：On-board diagnostics）を用いた自動車検査手法について検討して参りました。
これまでの検討を踏まえ、中間とりまとめを公表します。

近年、急速に普及が進む自動ブレーキや自動車線維持機能等の自動運転技術を搭載した自動車の使用過程時における適切な機能維持を図るため、自動車の電子制御装置まで踏み込んだ機能確認の手法を確立することが必要となっております。

このため、国土交通省では、自動車に搭載されているセンサ等の構成部品の異常を自己診断し記録する装置（車載式故障診断装置(OBD)）を活用した自動車検査手法の導入について検討するため、平成29年12月に標記検討会を設置し、全5回にわたって議論を進めて参りましたが、今般、これまでの議論を踏まえ、中間とりまとめを公表いたします。

今後は、中間とりまとめに示された方向性に従い専門家ワーキングを設置し、OBDを活用した検査手法の詳細について議論を行っていく予定です。

（添付資料）
・「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」委員名簿
・「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」中間とりまとめ概要
※　中間とりまとめ本文については下記ホームページからご確認いただけます。

（国土交通省ＨＰ）
「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」
http://www.mlit.go.jp/jidosha/OBD_Inspection_System.html
※　第5回検討会までの配付資料及び議事概要を掲載しております。

＜問い合わせ先＞
自動車局整備課　村井、奥村、伊堂寺
代表：03-5253-8111（内線：42415）
直通：03-5253-8599
FAX：03-5253-1639

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法のあり方検討会（中間とりまとめ）

○　近年、自動ブレーキなど**自動運転技術の進化・普及が急速に進展**しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故**等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要。**

○　現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない。**

自動ブレーキ、自動車間距離制御（ACC）新車（乗用車）搭載率

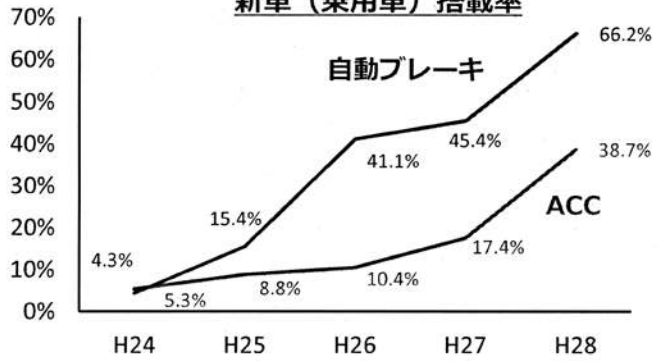

電子装置の不具合事例

- **ACC**を使用して高速道路を走行中、突然機能が停止し、強い回生ブレーキが作動
  ⇒　**前方監視用のカメラが偏心**していた
- 上り坂を走行中、**自動でブレーキ**が誤作動し、急減速した。
  ⇒　自動ブレーキの**レーダセンサの取付角度が設計値より下向き**になっていた

⇨　**現在の車検では検出できない不具合**

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨（EU指令 2014/45EU）
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置（OBD）とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する**「車載式故障診断装置（OBD:On-Board Diagnostics）」**が搭載されている

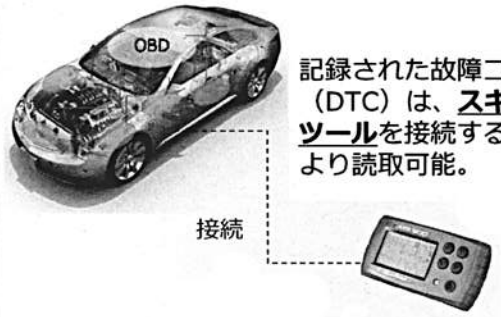

記録された故障コード（DTC）は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー　保安基準不適合となる故障コード（**特定DTC**）を提出

⇩

検査に使用するスキャンツール（法定スキャンツール）に「特定DTC」情報を格納

車検時

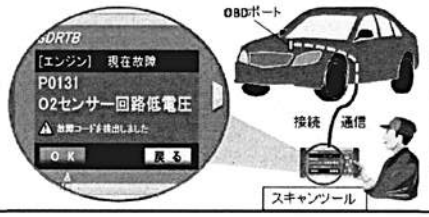

法定スキャンツールを接続して「特定DTC」が検出された場合、検査不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象※1

［2021年］以降の新型の乗用車、バス、トラック

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

［2024年］※3

※1 認証を受けた自動車に限る。
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 検査開始時期は実証実験等を踏まえて変更があり得る。

29,スキャンツールの導入補助を開始

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成３０年７月１０日
自 動 車 局 整 備 課

スキャンツールの導入補助を開始

（トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金）

～車載電子機器の故障や劣化の把握をサポートする整備機器の導入を支援します～

国土交通省は、自動車整備技術の高度化を図り、次世代自動車の省エネ性能維持を推進するため、自動車整備事業者等に対して、スキャンツールの導入を支援します。申請は７月２４日（火）から受け付けます。

１．公募期間

平成 30 年 7 月 24 日（火） ～ 10 月 31 日（水）※

※ ただし、補助申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了いたします。
また、公募期間内に関わらず交付決定を順次実施します。

２．補助対象事業者

① 道路運送車両法第 78 条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者
② 道路運送車両法第 94 条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者
③ 自動車整備士を有する自動車関連施設で自動車の点検等を含む事業を行う者

３．事業内容（概要）

・補助対象事業者に対して、PC 等に診断データを CSV 等のファイル形式で出力できる等一定の要件を満たすスキャンツールを新たに購入する場合の経費の一部を補助
（補助率は 1/3、1 事業場あたりの補助上限額は 15 万円とし、交付決定前に購入した機器は補助の対象外となりますのでご注意下さい。）
・補助対象事業者は 20 台以上の車両にスキャンツールを使用して診断データ等を報告

４．申請方法等

対象となる機器、公募要領、申請様式等その他詳細につきましては、補助事業の申請等の事務を行うパシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧下さい。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社（補助事務執行団体）
ホームページ：http://www.pacific-hojo.jp/
TEL：03-5280-9501　FAX：03-5280-9502
※ 申請書類提出先。書類の記載方法など補助申請に関することはこちらにお問い合わせ下さい。

５．その他

公募期間中は、前日までの補助申請件数・申請額も上記ホームページでご確認いただけます。
また、公募を終了する場合も同ホームページ上にてお知らせいたします。

【問い合わせ先】
・国土交通省自動車局整備課　村井、奥村
TEL：03-5253-8111（代表）（内線 42-415）、03-5253-8599（直通）
FAX：03-5253-1639

30,自動車保有関係手続のワンストップサービス運用開始のお知らせ

国土交通省

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

東北運輸局宮城運輸支局プレスリリース

平成３０年２月２日
東北運輸局　宮城運輸支局

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）運用開始のお知らせ
～自宅で自動車の登録申請ができます～

このたび、宮城県において自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用を開始します。

これまで、自動車を保有する際には、運輸支局への申請だけでなく、警察署での自動車保管場所証明申請や県税事務所での自動車諸税の申告納付など、複数の関係機関に出向いて手続きをする必要がありましたが、インターネットを活用したシステムを利用することで、いつでもオンラインで申請手続きができるようになります。

※警察署において保管場所標章、運輸支局において自動車検査証等の受取が必要です。

なお、対象手続や具体的な手続の流れについては、下記の OSS ポータルサイトをご覧ください。

記

１．運用開始日　平成３０年２月５日（月）
２．対象地域　宮城県（全域）
３．手続 URL　http://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html

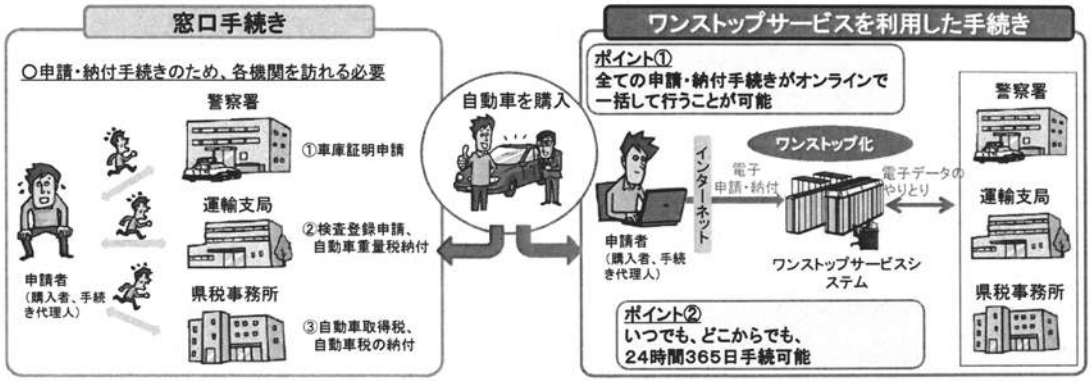

※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

東北運輸局マスコット
"とうほくろっ犬"

【問い合わせ先】
東北運輸局宮城運輸支局
登録部門　有路、林
電話：022-235-2517
（音声案内中「1」を押して下さい）

31,ナンバープレートの分類番号へのローマ字の導入について

事　務　連　絡
平成３０年６月６日

警察庁交通局交通企画課　担当官殿

国土交通省自動車局自動車情報課

ナンバープレートの分類番号へのローマ字の導入について

自動車のナンバープレートについては、平成１０年より、希望ナンバー制が導入されていますが、特定の人気のある登録番号を使い切りつつあったことから、引き続き希望ナンバー制を維持させるため、従来の３桁の分類番号の下２桁にローマ字を用いることができるよう、平成２８年１２月に関係省令を改正しています。

この度、実際に一部の地域において登録番号を使い切ったことから、平成３０年１月より、ローマ字が付されたナンバープレートの交付を開始していますので、取り扱いを整理した別添の資料を送付するとともに、改めてお知らせします。

担　当：国土交通省自動車局自動車情報課　遠藤、田中
ＴＥＬ：０３－５２５３－８１１１（内線４２１１３）

ローマ字導入後の分類番号払い出し

国土交通省

【機密性2】

払い出し順 ①→③	① 二桁目：アラビア数字 三桁目：ローマ字※1			② 二桁目：ローマ字※1 三桁目：アラビア数字			③ 二桁目：ローマ字※1 三桁目：ローマ字※1		
範囲	0A～9Y			A0～Y9			AA～YY		
	一連番号	希望番号		一連番号	希望番号		一連番号	希望番号	
		抽選対象希望番号	一般希望番号		抽選対象希望番号※2	一般希望番号※2		抽選対象希望番号※2	一般希望番号※2
2桁目	0	0～9（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「0～7」を使用	1～9（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「1～7」を使用	A	A～Y（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「A～M」を使用）	C～Y（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「C～M」を使用）	A	A～Y（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「A～M」を使用）	C～Y（小型貨物自動車又は小型乗用自動車の場合は「C～M」を使用）
3桁目	A～Y			0～9			A～Y		

※1　ローマ字はA,C,F,H,K,L,M,P,X,Yの10種類を使用

※2　小型貨物自動車又は小型乗用自動車の二桁目に使用するローマ字については、登録番号（登録自動車）用として「A～M」を使用。車両番号（軽自動車）用として「P～Y」を使用予定。

ナンバープレートの見本

国土交通省

32,地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【発表記者会：東北電力記者会、青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ】

平成３０年５月２２日
国土交通省東北運輸局

つけて走って広げよう、地域の魅力！

～地方版図柄入りナンバープレートのデザイン決定～

国土交通省においては、“走る広告塔”としてのナンバープレートの機能に着目し、昨年ラグビーW杯、東京2020オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバープレートの交付を開始しましたが、いよいよ本年10月頃より地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートの交付を開始します。
この度、その具体的デザインを決定しましたのでお知らせします。

１．具体的デザイン（東北６地域）

（盛岡）

（岩手）

（平泉）

（仙台）

（山形）

（庄内）

詳細は別紙参照

２．地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金（1,000円以上）をお願いし、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みを支援します。

３．軽自動車のナンバープレート

登録車と軽自動車との区分を明確化すべく、軽自動車の図柄入りナンバープレートには、「黄色」の縁取りを施すこととします。

４．今後の取組み（新たな地域名表示の追加）

地方版図柄入りナンバープレートの交付開始に伴い、新たな地域名表示を導入してほしいとの要望が高まっていることを踏まえ、今後、全国１７地域（東北２地域）を追加します。（平成３２年度交付開始を予定）

【問い合わせ先】
東北運輸局自動車技術安全部管理課　有路・矢部
電話：022-791-7533　FAX：022-299-8872

地方版図柄入りナンバープレートデザイン（寄付あり）

国土交通省

東　北

盛岡（岩手県盛岡市等）

<不来方の風>

岩手（岩手県宮古市等）

<銀河鉄道の夜>

平泉（岩手県一関市等）

<世界文化遺産「平泉」>

仙台（宮城県仙台市）

<伊達政宗公と仙台七夕まつり>

山形（山形県山形市等）

<さくらんぼの里　山形>

庄内（山形県鶴岡市等）

<稲穂の波と鳥海山>

地方版図柄入りナンバープレートデザイン（寄付なし）

国土交通省

東　北

盛岡（岩手県盛岡市等）

<不来方の風>

岩手（岩手県宮古市等）

<銀河鉄道の夜>

平泉（岩手県一関市等）

<世界文化遺産「平泉」>

仙台（宮城県仙台市）

<伊達政宗公と仙台七夕まつり>

山形（山形県山形市等）

<さくらんぼの里　山形>

庄内（山形県鶴岡市等）

<稲穂の波と鳥海山>

地方版図柄入りナンバープレート導入地域（本年10月頃より）

国土交通省

全国 41地域

東北 6地域

東　北
盛岡、岩手、平泉、
仙台、山形、庄内

北陸信越
新潟、長岡、富山、
金沢、石川

関　東
土浦、つくば、前橋、
越谷、成田、柏、世田谷、
杉並、富士山

中　国
鳥取、福山、下関、山口

中　部
福井、富士山、豊田、春日井

九　州
長崎、佐世保、熊本、
大分、宮崎、鹿児島

四　国
徳島、香川、愛媛、高知

近　畿
滋賀、京都、奈良

【地域名表示の追加】（平成32年度交付開始予定）

国土交通省

全国 17地域

東北 2地域

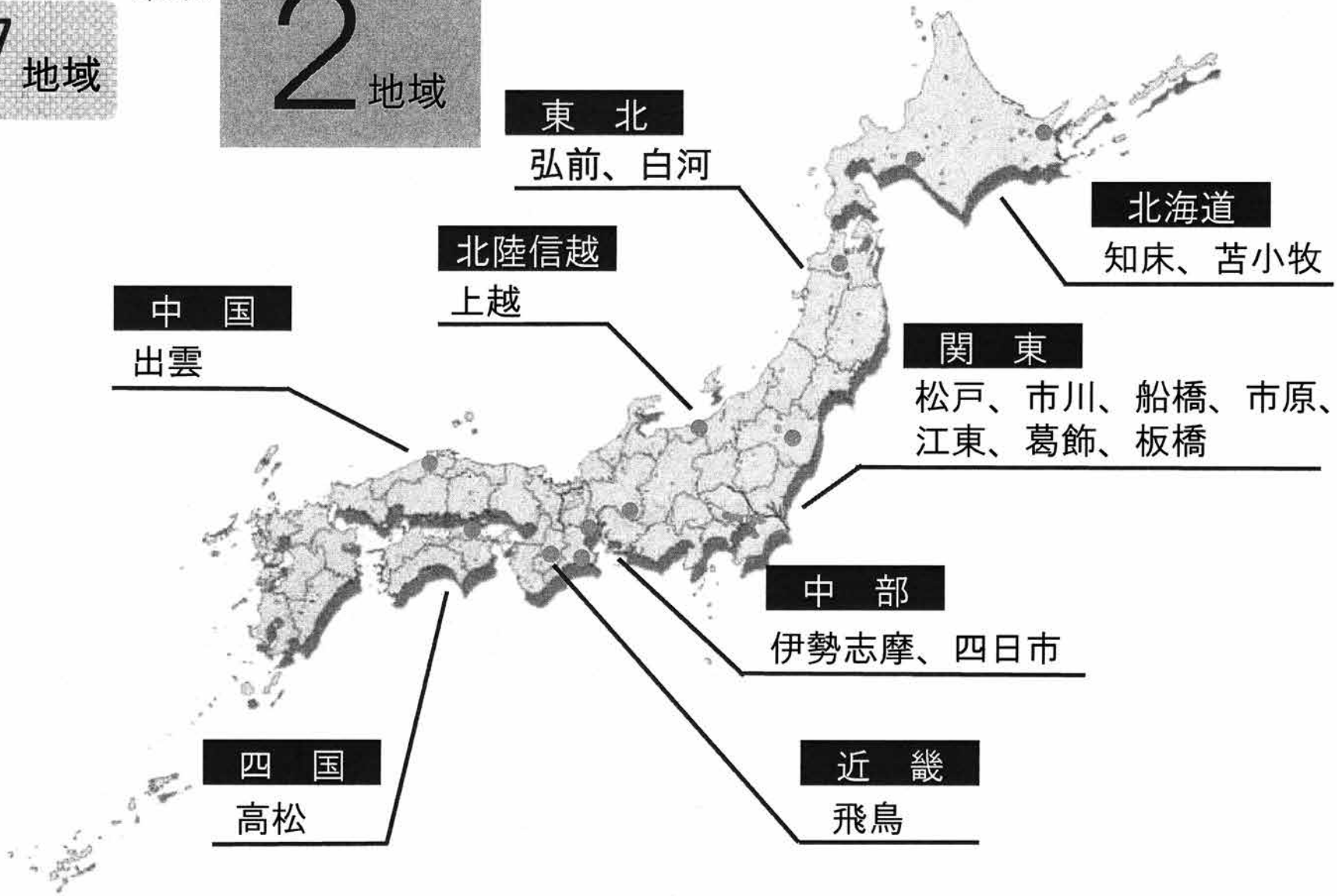

ナンバープレートの種類

国土交通省

対象車種		登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
通常のナンバープレート		盛岡599 さ 20-46	盛岡599 あ 20-46	盛岡589 ろ 20-46
図柄入りナンバープレート	寄付金付き	盛岡599 さ 20-46	盛岡599 あ 20-46	盛岡589 ろ 20-46
	寄付金なし	盛岡599 さ 20-46	盛岡599 あ 20-46	盛岡589 ろ 20-46

地方版図柄入りナンバープレート導入地域

運輸局	導入地域 （ナンバー表示）	対象区域
東北	盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波郡（紫波町、矢巾町）
	岩手	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手郡（雫石町、葛巻町、岩手町）、和賀郡（西和賀町）、気仙郡（住田町）、上閉伊郡（大槌町）、下閉伊郡（山田町、岩泉町、田野畑村、普代村）、九戸郡（軽米町、九戸村、野田村、洋野町）、二戸郡（一戸町）
	平泉	一関市、奥州市、胆沢郡（金ケ崎町）、西磐井郡（平泉町）
	仙台	仙台市
	山形	山形市、米沢市、天童市、南陽市、新庄市、長井市、上山市、尾花沢市、東根市、村山市、寒河江市、最上郡（金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）、北村山郡（大石田町）、東村山郡（中山町、山辺町）、西村山郡（河北町、西川町、朝日町、大江町）、東置賜郡（高畠町、川西町）、西置賜郡（小国町、白鷹町、飯豊町）
	庄内	鶴岡市、酒田市、東田川郡（三川町、庄内町）、飽海郡（遊佐町）
関東	土浦	土浦市、石岡市、かすみがうら市、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、稲敷郡（阿見町、美浦村、河内町）、北相馬郡（利根町）
	つくば	つくば市、つくばみらい市、古河市、筑西市、下妻市、常総市、坂東市、結城市、守谷市、桜川市、結城郡（八千代町）、猿島郡（境町、五霞町）
	前橋	前橋市、北群馬郡（吉岡町）
	越谷	越谷市
	成田	成田市、山武市、富里市、山武郡（横芝光町、芝山町）、香取郡（神崎町、多古町）
	柏	柏市、我孫子市
	世田谷	世田谷区
	杉並	杉並区
	富士山	富士吉田市、南都留郡（道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）

北陸信越	新潟	新潟市、新発田市、村上市、五泉市、燕市、三条市、加茂市、佐渡市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡（聖籠町）、西蒲原郡（弥彦村）、東蒲原郡（阿賀町）、南蒲原郡（田上町）、岩船郡（粟島浦村、関川村）
	長岡	長岡市、小千谷市、見附市、十日町市、柏崎市、上越市、糸魚川市、魚沼市、南魚沼市、妙高市、三島郡（出雲崎町）、中魚沼郡（津南町）、南魚沼郡（湯沢町）、刈羽郡（刈羽村）
	富山	県内全域
	金沢	金沢市、かほく市、河北郡（津幡町、内灘町）
	石川	加賀市、小松市、能美市、白山市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、野々市市、能美郡（川北町）、羽咋郡（志賀町、宝達志水町）、鹿島郡（中能登町）、鳳珠郡（穴水町、能登町）
中部	福井	県内全域
	富士山	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡（小山町）
	豊田	豊田市
	春日井	春日井市
近畿	滋賀	県内全域
	京都	府内全域
	奈良	県内全域
中国	鳥取	県内全域
	福山	福山市、尾道市、三原市、竹原市、府中市、豊田郡（大崎上島町）、世羅郡（世羅町）、神石郡（神石高原町）
	下関	下関市
	山口	岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、周南市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、柳井市、山口市、阿武郡（阿武町）、大島郡（周防大島町）、玖珂郡（和木町）、熊毛郡（上関町、田布施町、平生町）
四国	徳島	県内全域
	香川	県内全域
	愛媛	県内全域
	高知	県内全域
九州	長崎	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、雲仙市、南島原市、南松浦郡（新上五島町）、西彼杵郡（時津町、長与町）対馬市、壱岐市
	佐世保	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡（川棚町、波佐見町、東彼杵町）、北松浦郡（小値賀町、佐々町）

	熊本	県内全域
	大分	県内全域
	宮崎	県内全域
	鹿児島	鹿児島市、出水市、指宿市、西之表市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、いちき串木野市、南さつま市、霧島市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡（十島村、三島村）、出水郡（長島町）、曽於郡（大崎町）、熊毛郡（中種子町、南種子町、屋久島町）、薩摩郡（さつま町）、姶良郡（湧水町）、肝属郡（東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）

【地域名表示の追加】平成 32 年度交付開始予定地域

運輸局	導入申込予定地域 （ナンバー表示）	対象区域
北海道	知床	斜里郡（斜里町、清里町、小清水町）、野付郡（別海町）、標津郡（中標津町、標津町）、目梨郡（羅臼町）
	苫小牧	苫小牧市
東北	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）
	白河	白河市、西白河郡（泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町）
関東	松戸	松戸市
	市川	市川市
	船橋	船橋市
	市原	市原市
	江東	江東区
	葛飾	葛飾区
	板橋	板橋区
北陸信越	上越	糸魚川市、妙高市、上越市
中部	伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、邑楽郡（明和町）、度会郡（度会町、玉城町、南伊勢町）
	四日市	四日市市
近畿	飛鳥	橿原市、磯城郡（三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）
中国	出雲	出雲市、仁多郡（奥出雲町）、飯石郡（飯南町）
四国	高松	高松市

振興会・商工組合関係

1,平成29年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について

平成 30 年 1 月 15 日

平成２９年度　自動車分解整備業実態調査結果の概要について

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
調査企画部　調査企画課

この度、平成 29 年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

１．目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

２．調査時点

平成 29 年 6 月末現在。売上高等については、平成 29 年 6 月末に最も近い決算期分。

３．調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者(平成 29 年 6 月末時点 92,001 事業場)のうち、約 2 割を対象(有効回答数は全事業場の約 1 割)として調査を行いました。

平成 29 年度調査における総整備売上高は 5 兆 4,875 億円となり、前年度と比較すると 931 億円増(1.7%増)と 3 年ぶりに増加しました。

なお、詳細の分析は 3 月発刊予定の「平成 29 年度版自動車整備白書」に掲載する予定です。

注）1. 専　　業：自動車整備業の売上高が総売上高の 50%をこえる事業場
2. 兼　　業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の 50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自　　家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

（1）総整備売上高

直近6年間の総整備売上高をみると、平成24年度は東日本大震災により減少、その後平成25～26年度は2年連続の増加、平成27～28年度は2年連続の減少と推移してきましたが、平成29年度調査では3年ぶりに増加に転じました。

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が273億円増(1.0%増)、ディーラーが792億円増(3.1%増)、自家が134億円減(5.8%減)となり、専・兼業とディーラーが増加しました。

作業内容別では、「車検整備」が2.8%増、「定期点検整備」が6.6%増、「その他整備」が1.7%増加しましたが、「事故整備」が1.7%減少しました。

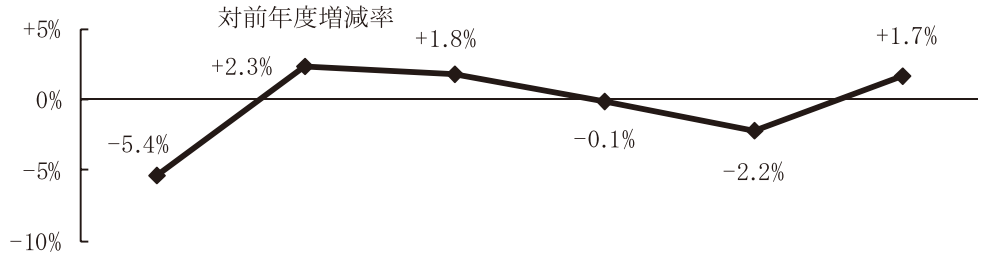

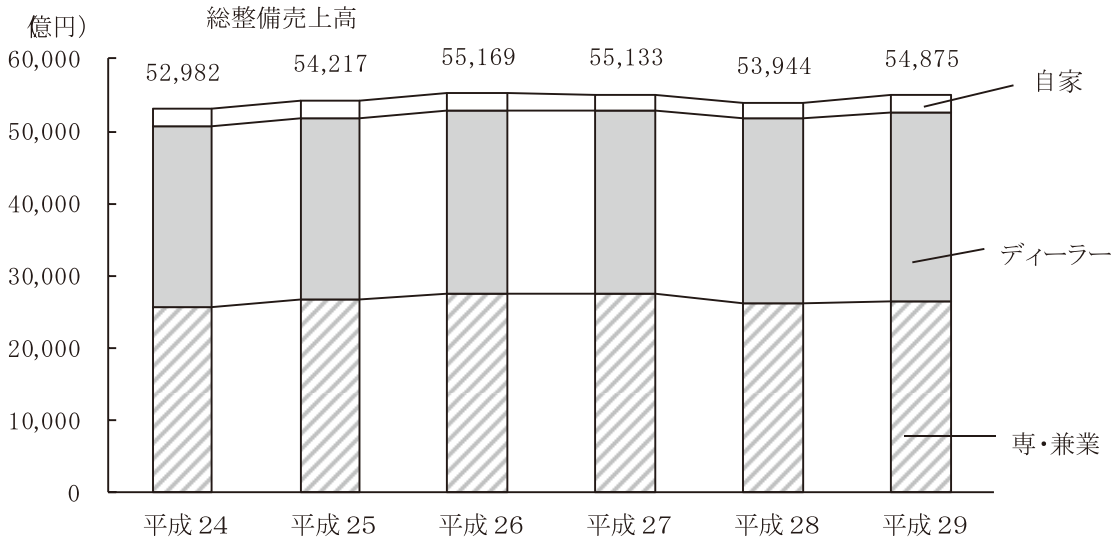

業態＼調査年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	29-28	29/24
専・兼業	25,709	26,748	27,523	27,402	26,285	26,558	+273	+3.3%
	-5.1%	+4.0%	+2.9%	-0.4%	-4.1%	+1.0%		
専　業	19,515	20,322	20,968	20,224	19,751	19,947	+196	+2.2%
	-7.7%	+4.1%	+3.2%	-3.5%	-2.3%	+1.0%		
兼　業	6,194	6,426	6,555	7,178	6,534	6,611	+77	+6.7%
	+4.1%	+3.7%	+2.0%	+9.5%	-9.0%	+1.2%		
ﾃﾞｨｰﾗｰ	25,089	25,105	25,195	25,364	25,355	26,147	+792	+4.2%
	-5.8%	+0.1%	+0.4%	+0.7%	-0.04%	+3.1%		
自家	2,184	2,364	2,451	2,367	2,304	2,170	-134	-0.6%
	-4.6%	+8.2%	+3.7%	-3.4%	-2.7%	-5.8%		
合計	52,982	54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	+931	+3.6%
	-5.4%	+2.3%	+1.8%	-0.1%	-2.2%	+1.7%		

（単位・億円）

業態 ＼ 作業内容		車検整備 2年	車検整備 1年	車検整備 小計	定期点検整備 1年	定期点検整備 6ヶ月	定期点検整備 3ヶ月	定期点検整備 小計	事故整備	その他整備	合計
専・兼業	売上高	8,271	4,046	12,317	544	133	365	1,042	5,384	7,815	26,558
	増減額	+60	+134	+194	+58	+21	+49	+128	−137	+88	+273
	増減比	+0.7%	+3.4%	+1.6%	+11.9%	+18.8%	+15.5%	+14.0%	−2.5%	+1.1%	+1.0%
専業	売上高	5,944	3,411	9,355	359	100	319	778	4,009	5,805	19,947
	増減額	+98	+113	+211	+43	+21	+42	+106	−218	+97	+196
	増減比	+1.7%	+3.4%	+2.3%	+13.6%	+26.6%	+15.2%	+15.8%	−5.2%	+1.7%	+1.0%
兼業	売上高	2,327	635	2,962	185	33	46	264	1,375	2,010	6,611
	増減額	−38	+21	−17	+15	±0	+7	+22	+81	−9	+77
	増減比	−1.6%	+3.4%	−0.6%	+8.8%	±0.0%	+17.9%	+9.1%	+6.3%	−0.4%	+1.2%
ﾃﾞｨｰﾗｰ	売上高	7,217	1,333	8,550	1,935	261	183	2,379	5,360	9,858	26,147
	増減額	+371	+116	+487	+33	+7	+6	+46	+10	+249	+792
	増減比	+5.4%	+9.5%	+6.0%	+1.7%	+2.8%	+3.4%	+2.0%	+0.2%	+2.6%	+3.1%
自家	売上高	645	218	863	100	45	56	201	451	655	2,170
合計	売上高	16,133	5,597	21,730	2,579	439	604	3,622	11,195	18,328	54,875
	増減額	+381	+203	+584	+98	+61	+65	+224	−187	+310	+931
	増減比	+2.4%	+3.8%	+2.8%	+4.0%	+16.1%	+12.1%	+6.6%	−1.6%	+1.7%	+1.7%

（単位・億円）

（2）事業場数

調査時点における事業場数は92,001事業場で、前年度と比較すると60事業場減(0.1%減)と2年連続の減少となりました。

指定工場数は29,983事業場で、前年度と比較すると128事業場増(0.4%増)となりました。

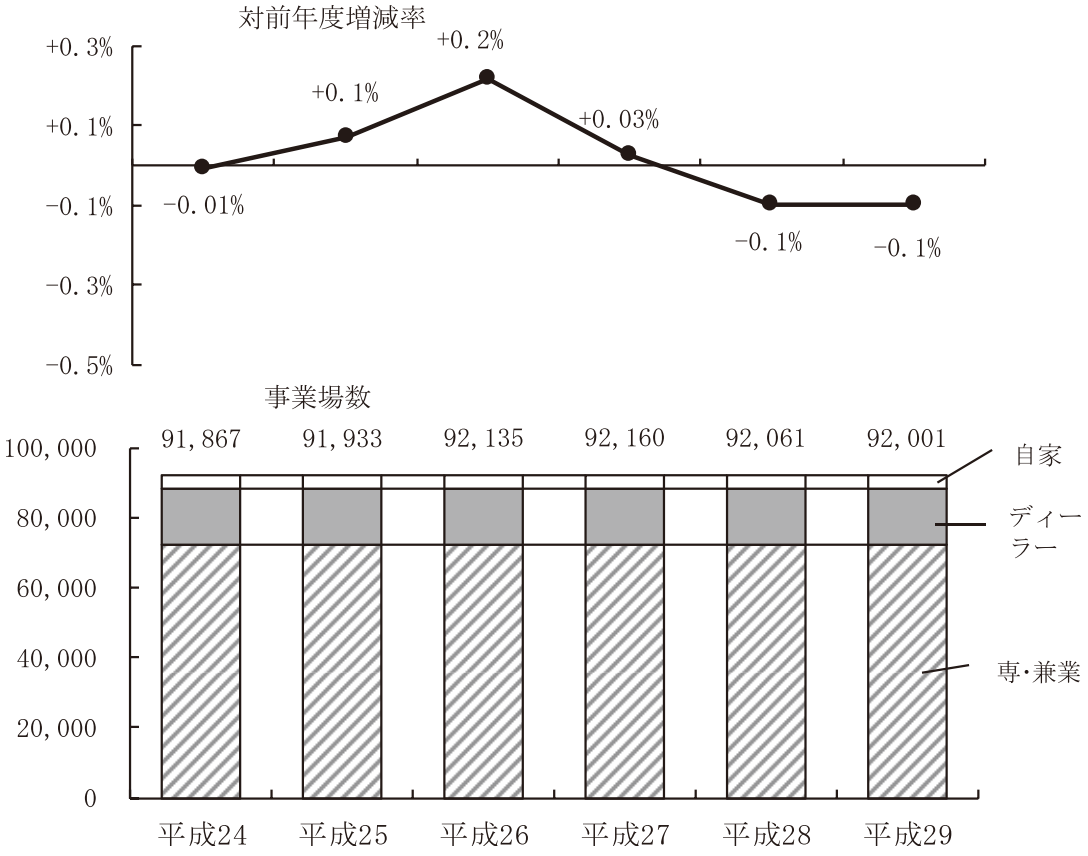

（３）整備関係従業員数

整備関係従業員数は534,279人で、前年度と比較すると3,601人減(0.7%減)となっています。

（４）整備要員数及び整備士数

整備要員数は399,717人で、前年度と比較すると996人減(0.2%減)となっています。

整備士数は336,360人で、前年度と比較すると1,705人増(0.5%増)となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は84.1%で0.6ポイント増加しています。

なお、整備士数は平成24年度以降、減少傾向が続いておりましたが、本年度調査結果は6年ぶりに増加しました。

※参考：内数として、女性整備要員数は17,882人(523人減)、女性整備士数は10,908人(27人減)、総整備要員数に占める女性整備要員数の割合は4.5%、整備士数に占める女性整備士数の割合は3.2%

（５）整備要員１人当り年間整備売上高

整備要員１人当り売上高(自家除く)は13,850千円で、前年度と比較すると2.3%増となっています。なお、業態別では以下の通りです。

専・兼業	10,021千円(1.2%増)
ディーラー	22,639千円(3.5%増)

（６）整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は45.0歳で、前年度と比較すると0.7歳上昇しました。

（７）整備要員１人当り年間平均給与

整備要員１人当り年間平均給与(自家除く)は3,875千円となり、前年度と比較すると1.1%増となっています。

自動車整備業の概要

項目 ＼ 調査年度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	29／28
1. 総整備売上高 ※（億円）	52,982	54,217	55,169	55,133	53,944	54,875	101.7 %
専・兼業	25,709	26,748	27,523	27,402	26,285	26,558	101.0 %
（比率、%）	(48.5)	(49.3)	(49.9)	(49.7)	(48.7)	(48.4)	
専業	19,515	20,322	20,968	20,224	19,751	19,947	101.0 %
（比率、%）	(36.8)	(37.5)	(38.0)	(36.7)	(36.6)	(36.3)	
兼業	6,194	6,426	6,555	7,178	6,534	6,611	101.2 %
（比率、%）	(11.7)	(11.9)	(11.9)	(13.0)	(12.1)	(12.0)	
ディーラー	25,089	25,105	25,195	25,364	25,355	26,147	103.1 %
（比率、%）	(47.4)	(46.3)	(45.7)	(46.0)	(47.0)	(47.6)	
自家	2,184	2,364	2,451	2,367	2,304	2,170	94.2 %
（比率、%）	(4.1)	(4.4)	(4.4)	(4.3)	(4.3)	(4.0)	
2. 企業数	73,572	73,173	73,695	73,630	73,371	73,083	99.6 %
3. 事業場（工場）数	91,867	91,933	92,135	92,160	92,061	92,001	99.9 %
専・兼業	72,200	72,242	72,224	72,234	72,211	72,200	100.0 %
専業	57,176	56,948	57,043	57,024	56,735	56,868	100.2 %
兼業	15,024	15,294	15,181	15,210	15,476	15,332	99.1 %
ディーラー	15,961	16,033	16,179	16,221	16,213	16,180	99.8 %
自家	3,706	3,658	3,732	3,705	3,637	3,621	99.6 %
4. 指定工場数	29,360	29,493	29,642	29,737	29,855	29,983	100.4 %
5. 整備関係従業員数（人）	553,893	549,902	545,132	546,942	537,880	534,279	99.3 %
6. 整備要員（工員）数（人）	401,099	400,336	401,085	401,001	400,713	399,717	99.8 %
うち整備士数（人）	346,051	343,210	342,486	339,999	334,655	336,360	100.5 %
整備士保有率（%）	86.3	85.7	85.4	84.8	83.5	84.1	—
7. 1事業場当り整備要員数（人）	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	− 0.1 人
8. 保有車両数（3月末、千台）	79,113	79,625	80,273	80,670	80,901	81,260	100.4 %
9. 技術料（工賃）の値上率（%）	+ 0.8	± 0.0	− 0.7	+ 1.3	+ 0.8	+ 0.7	—
10. 整備要員1人当り年間整備売上高 ※（千円） 専・兼業	9,617	10,030	10,331	10,293	9,900	10,021	101.2 %
専業	9,433	9,865	10,174	9,819	9,654	9,751	101.0 %
兼業	10,245	10,593	10,868	11,911	10,731	10,929	101.8 %
ディーラー	22,002	21,994	21,905	21,998	21,867	22,639	103.5 %
平均	13,320	13,617	13,822	13,830	13,539	13,850	102.3 %
11. 整備要員平均年令（歳） 専・兼業	47.3	47.7	48.0	48.5	48.4	49.3	+ 0.9 歳
専業	48.4	48.6	48.8	49.4	49.4	50.3	+ 0.9 歳
兼業	43.6	44.7	45.1	45.5	45.1	46.1	+ 1.0 歳
ディーラー	33.8	33.8	34.1	34.4	34.8	35.0	+ 0.2 歳
平均	43.3	43.5	43.8	44.3	44.3	45.0	+ 0.7 歳
12. 整備要員1人当り年間平均給与（千円） 専・兼業	3,518	3,519	3,540	3,521	3,542	3,573	100.9 %
専業	3,488	3,478	3,504	3,476	3,501	3,523	100.6 %
兼業	3,621	3,656	3,661	3,676	3,679	3,742	101.7 %
ディーラー	4,217	4,280	4,342	4,417	4,495	4,569	101.6 %
平均	3,727	3,747	3,782	3,792	3,831	3,875	101.1 %

（注） 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成28年度は全事業場を対象に調査を実施し、その年度以外は20%の抽出調査である。

２,スキャンツール認定制度に基づく基本・応用研修及び認定店申請等に関する実施細則

（一社）宮城県自動車整備振興会（以下「振興会」という。）において行う、スキャンツール認定制度に関する「基本・応用研修」及び「コンピュータ・システム診断認定店（以下「認定店」という。)」申請等については、(一社）日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）が定める「スキャンツール活用事業場認定規則」及び「スキャンツール活用研修実施要領」に基づき実施することとし、その細目については、この実施細則によるものとする。

１、開始時期

宮城県における本事業の開始は平成２５年４月からとする。

２、研修の種類と対象者

(1) 基本研修

原則として三級以上の自動車整備士有資格者であること。

(2) 応用研修

認定規則第４条（認定要件）の（2）スキャンツール保有及び（3）ＦＡＩＮＥＳ加入条件を満たす振興会会員事業場に所属し、既に基本研修を修了している者であること。但し、振興会以外の研修（日整連が認めたものに限る。）によって、当該スキャンツール基本研修の免除をする場合は、受講申込時に修了書原本の提示を求めることとする。

(3) 認定店ステップアップ研修

この研修は、既に認定店となった事業場の応用研修修了者を対象とし、認定店としての要件の維持及び診断技術力の向上を目的とした研修で、認定店となった翌年度以降、原則年１回定期的に行うものとする。

３、研修の内容

(1) 基本研修は、スキャンツールの一般的な知識・技能の習得を主たる内容とする。

① ＯＢＤの背景
② スキャンツールの機能紹介及び故障診断の進め方
③ 電子制御回路の基本
④ スキャンツール操作に関する実習

(2) 応用研修は、スキャンツール基本研修のステップアップを図る研修とし、高度な診断・整備技術の習得を主たる内容(実習主体)とする。

① ＦＡＩＮＥＳの活用方法
② 高度故障診断方法(データモニタを活用した絞り込み作業等)
③ お客様への情報提供として必要となる問診、診断、整備計画・結果の内容説明における知識及び応酬話法
④ スキャンツールの有効活用方法（普段の定期点検等、入庫時における正常データの読み取り・蓄積方法等）

(3) ステップアップ研修は、エンジン・シャシ電子制御装置の各種事例を基に、実践的な高度故障診断整備技術の習得を主たる内容（実習主体、認定店相互の情報交換を含む）とし、研修時間は開催の都度内容に合わせて定めることとする。

４、研修のコース及び時間

一日当たり、の実研修時間は原則６時間とし、基本的には午前１０時から午後１７時までとする。

① 基本&応用研修コース　１２時間（２日）

② 基本研修コース　６時間（１日）

③ 応用研修コース　６時間（１日）

※上記②の基本コースは、認定規則第４条(認定要件)の（2）スキャンツール保有及び（3）ＦＡＩＮＥＳ加入条件を満たしていない事業場のみ対象とする。

５、研修受講料

受講料は、上記４、のコース毎に、別途定めることとする。

６、募集方法

事務局ニュースやホームページ等で行うこととする。

７、研修修了者に対する修了証の交付等

振興会は、スキャンツール活用研修の修了者に対し、修了証を交付することとする。なお、修了者名簿によって管理をすることとする。

８、認定店の申請

認定規則第４条(認定要件)を満たしている事業場は認定店となることができ、申請を希望する事業者は、認定申請書(様式 1)に所要事項を記入・押印の上、別途定める申請手数料(現金)を添えて、振興会会長に提出しなければならない。

また、認定店の申請料には、「認定卓上盾」を含むものとし、当該認定盾はフロントなどお客様の見やすい場所に掲げなければならない。

なお、認定店のユーザー店頭 PR 用ツールとして、次の物を別途有償にて販売することとする。

・スキャンツール活用事業場認定看板

・スキャンツール活用事業場認定のぼり（２枚一組、竿無し）

９、認定事業場の遵守事項

(1) 振興会から応用研修修了者に対するステップアップ研修の通知を受けた場合は、事業者は応用研修修了者を当該研修に受講させなければならない。

（但し、ディーラー認定店の場合は、原則として当該研修の受講対象外とする。）

(2) 認定を受けた事業場は、スキャンツールを使用した点検・整備に係る診断を行った場合は、顧客に対しスキャンツールによる当該車両の診断結果について、可能な限りデータを基にした説明を心掛けること。

(3)届け出

①認定店の事業者は、当該事業場が認定規則第４条の認定要件に満たなくなった時は、その事由が生じた日から３０日以内に認定解除届（様式 2）を振興会会長に届け出なければならない。

②認定店の事業者は、認定店（事業場）毎に、一級自動車整備士又は応用研修修了者、並びにスキャンツールの機種のいずれかを変更した時は、その事由が生じた日から３０日以内に認定変更届（様式 3）を振興会会長に届け出なければならない。

附　則（実施期日）

この細則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附　則（実施期日）

この細則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する

スキャンツール活用事業場認定制度に関する各種料金

（税別）

研修種目	スキャンツール 基本研修	スキャンツール 応用研修	認定申請料
金　額	6,000円	6,000円	4,000円

（注）（1） 表中の金額には教科書代金を含む。
（2） 表中の金額には消費税は含まない。
（3） 認定申請料には、認定卓上盾代を含むものとする。（認定卓上盾　3,086円）
（4） 別途有償で販売する認定ツールは次のとおりです。

（税別）

スキャンツール活用事業場認定看板	スキャンツール活用事業場認定のぼり （2枚1組　竿無し）
4,333円	1,905円

認定ツール

①卓上盾
（サイズ：W180×H240mm）

②認定看板
（サイズ：W600×H498mm）

③のぼり旗（2枚1組）
（サイズ：W600×H1,800m

3,「てんけん安心見舞金」制度のご案内

平成27年10月1日一部改正

NEW フロントガラス損壊見舞金つき

「てんけん安心見舞金」制度のご案内

GOAL

お客様との良好な関係を築き、顧客の拡大・固定化に!

START

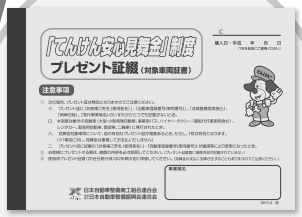

「てんけん安心見舞金」制度のプレゼント証綴を購入

1冊20台分3,000円

点検・整備等完了後、貴社からお客様へ「てんけん安心見舞金」プレゼント証を発行（プレゼント）

1台あたり150円

納車日時から1年以内に、その自動車に搭乗中、交通事故により運転者・同乗者が入院・通院等

NEW

納車日時から1年以内に、当該自動車のフロントガラスが落下・飛来物により損壊しガラスを交換

※（飛び石・ひょうなど）

「てんけん安心見舞金」制度から運転者・同乗者等へお見舞金の支払

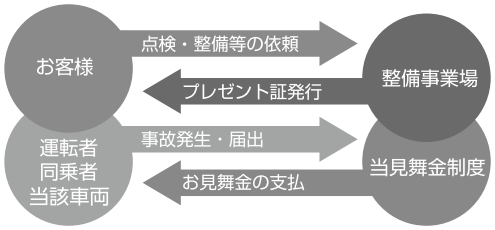

welcome to oasis
日本自動車整備商工組合連合会
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL 03(3404)6141

『てんけん安心見舞金』制度とは・・・・

① プレゼント証の発行対象

プレゼント証の発行対象は次に定める整備等を行った自動車に限ります。

イ. 道路運送車両法にもとづく「定期点検整備」
ロ. 当会で推進する「安心・快適パック整備」
ハ. 新車又は中古車販売時の「点検・整備」
ニ. 臨時点検・整備、修理等（オイル交換含む）

下記の自動車には発行できません。

大型特殊自動車　小型特殊自動車　事業用バス
ハイヤー・タクシー（運転代行業車両含む）
レンタカー　緊急用自動車　教習車　二輪車

② 見舞金の内容

（1）プレゼント証が発行された自動車に搭乗している「運転者」または「同乗者」が急激かつ偶然な外来の事故（以下「交通事故」といいます。）で、下記①～④に該当された場合、見舞金をお支払します。

※なお、見舞金の請求に際し、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書（原本）」等を添付してご提出いただきます。

（2）プレゼント証が発行された自動車が、飛び石やひょうなどの落下物、飛来物によりフロントガラスが損壊し、下記⑤に該当された場合、見舞金をお支払します。

※なお、見舞金の請求に際し、「当該自動車の写真（フロントガラスを交換するために取り外した状態でかつ登録番号の確認が1枚でできる状態のもの）」等を添付してご提出いただきます。

＜支払事由および見舞金額＞

支払事由	見舞金額	対象者および対象自動車
死亡・重度後遺障害	100,000円	運転者および同乗者
入院10日～30日まで	50,000円	
入院31日～60日まで	70,000円	
入院61日以上	100,000円	
通院14日以上	30,000円	
フロントガラス損壊 NEW	15,000円	プレゼント証が発行された自動車

①死亡見舞金
交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者が死亡された場合に見舞金をお支払します。ただし、同一の事故により、同一の方にすでに重度後遺障害見舞金をお支払している場合は、死亡見舞金はお支払できません。

②重度後遺障害見舞金
交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者が次に挙げるいずれかの重度後遺障害が生じた場合に、見舞金をお支払します。
・両眼が失明したもの　・咀しゃくまたは言語の機能を全く廃したもの　・その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するもの

③入院見舞金
交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者がその傷害の治療のために病院等に延べ10日以上入院された場合に、その日数に応じた見舞金をお支払します。

④通院見舞金
交通事故により傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に運転者または同乗者がその傷害の治療のために病院等に延べ14日以上通院された場合に見舞金をお支払します。

NEW **⑤フロントガラス損壊見舞金**
飛び石や落下物、飛来物によりフロントガラスが損壊※し交換する場合、見舞金をお支払します。
※他の自動車や壁等に接触、衝突により損壊した場合を除きます。

（注）・上記③入院見舞金と④通院見舞金双方の支払事由に該当した場合は、合算して10万円を限度として支払います。
・【通院見舞金・入院見舞金】と【死亡見舞金または重度後遺障害見舞金】双方の支払事由に該当した場合は、それぞれについて支払います。
・同一事故で2名以上が支払事由に該当した場合は、各人に支払います。

（3）見舞金が支払われない主な場合
①運転者・同乗者の故意によるとき
②運転者・同乗者の犯罪行為又は闘争行為によるとき
③無免許運転または酒酔運転によるとき
④地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるとき　など

この「てんけん安心見舞金」制度は、自動車整備商工組合・整備振興会の組合員・会員を参加対象事業者とし、確実な点検・整備によって自動車ユーザーの安全を守るという使命を担った国から認証を受けた事業者であることを、広くユーザーにアピールすると共に、点検・整備等で入庫して頂いたお客様に「てんけん安心見舞金プレゼント証」を発行することにより、今後も良好な関係を築き顧客の拡大・確保・固定化を図ることを目的とした制度です。
併せて、安全の確保と地球環境の保全のために定期的な点検・整備の必要性をPRすると共に、交通法規の遵守を促し、ユーザーの交通安全を願うものです。

③ プレゼント証の有効期間

納車日時から1年後（応当日）の午後12時までです。

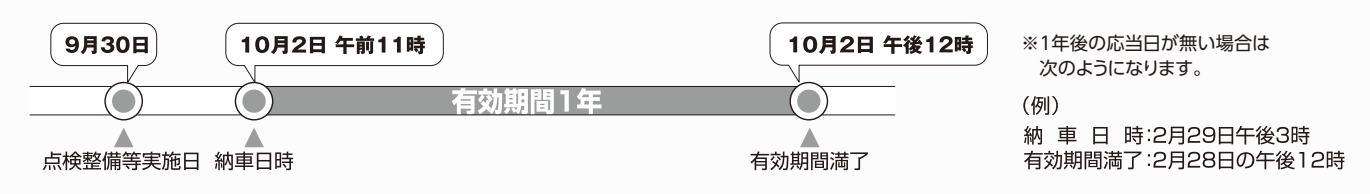

④ 見舞金の請求・支払

万が一事故があった場合は、発行事業場に連絡するようお客様に周知してください。

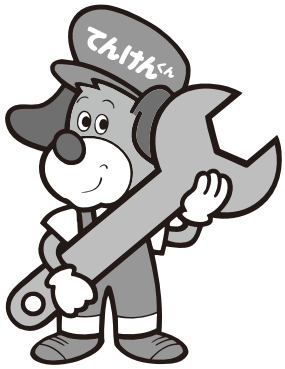

（1）事故の届出 お客様 ▶ 整備事業場 ▶ 取扱窓口

プレゼントしたお客様から事故の届出を受けましたら、
取扱窓口へご連絡ください。

（2）見舞金の請求関係用紙の交付

取扱窓口 ▶ 整備事業場 ▶ お客様

取扱窓口から貴社へ見舞金請求書類をお届けいたしますので、
お客様へお渡しください。

（3）請求書の提出 お客様 ▶ 整備事業場 ▶ 取扱窓口

お客様本人またはそのご遺族等が下記の請求書関係書類を揃え、
貴社を通じて取扱窓口に提出していただくことになりますので、
ご協力願います。

（4）見舞金の支払

当見舞金制度の運営団体（全共済）より受取人が指定する預金口座に送金します。

〔見舞金請求時の必要書類〕

請求種別 / 必要書類	死　亡	重度後遺障害	入　院	通　院	フロントガラス損壊	備　　考
見舞金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	見舞金の請求人（受取人）がご記入・押印してください。
事故状況報告書	◎	◎	◎	◎		事故の日時、場所、事故原因及び状況等をご記入いただき、運転免許証のコピーを添付または記載内容を転記してください。
交通事故証明書	★	★	★	★		自動車安全運転センターの各都道府県事務所に交付申請し、**必ず原本をご提出ください。**
プレゼント証	★	★	★	★	★	**原本をご提出ください。** なお、お客様が紛失の場合は、整備事業場にお申し出ください。
戸（除）籍謄本	○					受取人との関係が確認できる謄本をご提出ください。（コピー可）
点検・整備等を実施した事実を確認できる書類	○	○	○	○	○	点検整備記録簿・領収書等をご提出ください。（コピー可）
診断書			○	○		（コピー可）
後遺障害診断書		○				
死亡診断書または死体検案書	○					
事故状況報告書（フロントガラス損壊見舞金用）					◎	事故の日時、場所、原因状況等をご記入いただき、運転免許証のコピーを添付または記載内容を転記してください。
写真（当該自動車）					○	フロントガラスを取り外した状態で、かつ登録番号の確認が1枚でできる状態の写真を上段の事故状況報告書に貼付してご提出ください。（カラー写真）

※◎は、所定の用紙をご使用ください。なお★は原本をご提出ください。
※死亡見舞金の受取人は労基法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位となります。（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順）
※フロントガラス損壊見舞金の受取人は、プレゼント証に記載した使用者となります。

a. 表紙

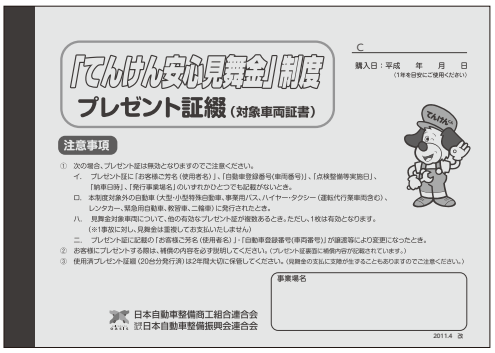

b. 確認票（整備事業場控）

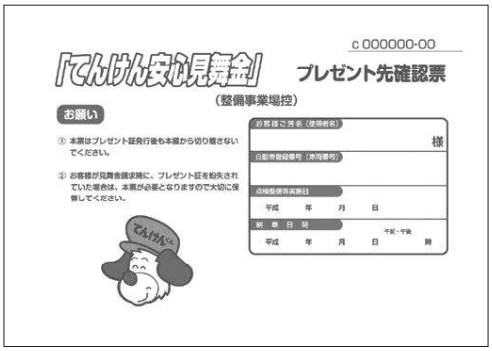

c. プレゼント証

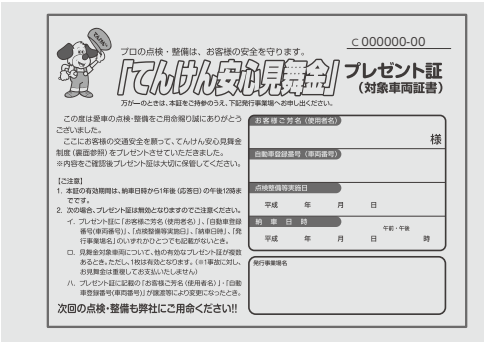

⑤ プレゼント証の発行に当たって

①プレゼント証綴は次の帳票から構成されています。
正確に作成し、発行してください。

a.　表　紙

b.　1枚目　　**確認票（整備事業場控）**
切り離さず保管してください。

c.　2枚目　　**プレゼント証**
点検・整備等完了車1台につき
1枚をお客様に発行（プレゼント）してください。

②プレゼント証は1セットごとにコード番号が付されていますので、必ずコード番号順に発行してください。

③プレゼント証綴は購入後1年を目安に使用してください。

⑥ プレゼント証が無効となる場合

次に該当した場合、プレゼント証は無効となり、見舞金は支払われません。

①プレゼント証に「お客様ご芳名（使用者名）」、「自動車登録番号(車両番号)」、「点検整備等実施日」、「納車日時」、「発行事業所名」のいずれかの記載がないとき。

②本制度で定める対象外自動車に発行されたとき。

③見舞金対象車両について、他の有効なプレゼント証が複数あるとき。ただし、1枚は有効。
注:1事故に対し、見舞金は重複して支払いません。

④プレゼント証に記載の「お客様ご芳名（使用者名）」、「自動車登録番号(車両番号)」が譲渡等により変更になったとき。

⑤その他本制度の主旨に著しく反して発行または使用されたとき。

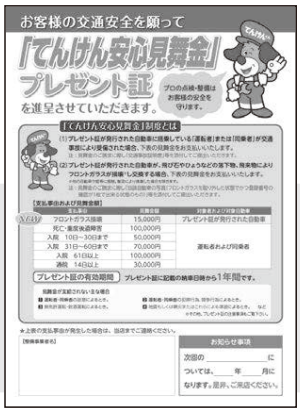

プレゼント証発行時にユーザー向けのチラシをご希望の場合は、
下記よりプリントアウトしてご利用ください。

http://www.zenkyosai.or.jp/pdf/tenken.pdf

参加申込　『てんけん安心見舞金』プレゼント証綴のご購入は取扱窓口（下記）へ

参加資格　各商工組合（北海道は協同組合）又は各振興会に所属する整備事業者が参加できます。

参加手続　取扱窓口で「プレゼント証綴」を購入していただくと手続は完了です。なお、購入後の返却はできません。

購入費用　「プレゼント証綴」1冊20台分で3,000円です。（1台あたり150円）
購入費用は、経理上 “損金” 又は “必要経費” となります。

お問合せ・『てんけん安心見舞金』制度取扱窓口

このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しい内容については取扱窓口または全共済にお問合せください。

本制度は、全共済が日本自動車整備商工組合連合会・一般社団法人日本自動車整備振興会連合会との協約に基づき、組合員・会員を参加事業者とする『てんけん安心見舞金』制度の運営を引き受けします

〔運営団体〕
一般財団法人 全国中小企業共済財団（略称:全共済）
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12（三信平河町ビル）　TEL.03（3264）1511

<2015.10改100,000>

4,自動車整備業賠償共済保険

日整連「自動車整備業賠償共済保険」

近年自然災害は多発しています！

オプション契約の

火災保険水災保険特約

は様々な自然災害に対応します。

事故例 1 竜巻

局地的に竜巻が発生。

工場敷地内で受託車5台が損壊した。

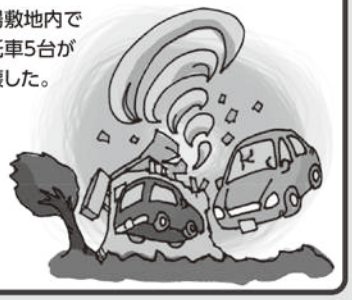

事故例 2 洪水

ゲリラ豪雨により河川が氾濫。

洪水となり車両置場で受託車10台が水没した。

事故例 3 風災

台風によりシャッターがあおられ、工場敷地内で受託車3台が損壊した。

事故例 4 ひょう災

大粒のひょうが降り、

工場の駐車場に保管していた受託車6台が損壊した。

事故例 5 雪災

大雪により屋根から大量の雪が落ち、

工場敷地内で受託車が損壊した。

火災保険水災保険特約では、

水災や風災、ひょう災、雪災などの自然災害によりご加入の工場敷地内および加入依頼書に記載された車両置場に保管中の受託車の損害を補償します。

対象外となる事故事例

納車の途中でひょうが降り受託車を損壊させた。

※所定の車両置場以外で保管または使用管理された場合は、保険金お支払の対象外となっております。

地震・噴火・津波により受託車が損壊した。

※地震・噴火・津波による損害は保険金お支払いの対象外となります。

※このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、**「日整連自動車整備業賠償共済保険のご案内」パンフレット**をご参照ください。
なお、ご不明な点については、取扱代理店またはお取扱窓口にお問い合わせください。

【保険契約者】

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117　東京都港区六本木6-10-1　TEL：03-3404-6141

【取扱代理店】

一般財団法人 全国中小企業共済財団（略称：全共済）

〒102-0093　東京都千代田区平河町1-4-12　TEL：03-3264-1511

【お取扱窓口】

〒983-0034 仙台市宮城野区扇町4丁目1番32号

宮城県自動車整備商工組合

TEL（022）236-3325

FAX（022）236-3347

B1314430A1670-20131128

日整連「自動車整備業賠償共済保険」に

NEW 新しい補償を追加しました!!

平成30年10月1日保険始期より、日整連「自動車整備業賠償共済保険」に
販売用中古車の補償（対人・対物・自損、車両）を新設しました。

注 ご加入には一定の要件がありますのでご注意ください。

名称 &Ucar™契約（アンドユーカー契約）

販売用中古車の補償内容

その1 &Ucar自動車保険（対人・対物賠償・自損事故）

販売の目的をもって輸送または管理する販売用中古車を引取ってから買主または指定する第三者に引き渡すまでの間に事故を起こした場合の、事業者が負担する法律上の賠償責任や従業員等の自損事故傷害を補償します。

対象となる事故例

販売用中古車を納車のために運転している途中、歩行者をはねてケガをさせた。

その2 &Ucar車両特約（車両）

販売用中古車を保管中または管理中に接触・衝突・車両火災・盗難および洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などその他偶然な事故による販売用中古車の損壊を補償します。

対象となる事故例

オークション会場から販売用中古車を仕入れ、運転して事業場に向かう途中にガードレールに衝突し、販売用中古車を損壊させた。

ポイント

①本補償（&Ucar契約）は、既存の『自動車整備業賠償共済保険』への追加加入となります。
※ &Ucar契約単体でのご加入はできません。

②本補償（&Ucar契約）は、企業全体で年間販売台数が120台以下の事業者が加入対象となります。これにより割安な保険料でのご提供を実現しました。

③保険始期が平成30年10月1日以降のご契約から&Ucar契約のご加入が可能となります。

④業態区分が「専業工場」の事業者がご加入いただけます。
※「ディラー」・「自家工場」はご加入できません。

このチラシは概要を記載したものです。詳しい内容については**「日整連自動車整備業賠償共済保険」パンフレット**をご参照ください。
なお、ご不明な点につきましては取扱代理店または引受損害保険会社にお問い合わせください。

【保険契約者】
一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117　東京都港区六本木6-10-1　TEL：03-3404-6141

【取扱代理店】
一般財団法人 全国中小企業共済財団（全共済）
〒102-0093　東京都千代田区平河町1-4-12　TEL：03-3264-1511

【引受損害保険会社】
●幹　事　共栄火災海上保険㈱
営業開発部
〒105-8604　東京都港区新橋1-18-6
TEL：03-3504-3422
●副幹事　損害保険ジャパン日本興亜㈱
●副幹事　東京海上日動火災保険㈱
あいおいニッセイ同和損害保険㈱
大同火災海上保険㈱
日新火災海上保険㈱
三井住友海上火災保険㈱
（50音順）

B18-0163-20190930

代車のレンタカー化による新たなビジネスチャンス！！

「日立 整備工場 提携 レンタカーシステム」で
整備代車を経費負担の「道具」から、収益の上がる「商品」にしましょう！

今お持ちの整備代車をそのまま レンタカーにできます！

中古車でもＯＫ！新たに代車を増やす必要はありません。
お持ちの車両を買取り、その車両をレンタカーとして配置します。

整備顧客のレンタカー需要に対応！

遠くにあるレンタカー会社よりも
近くの「整備工場レンタカー」

整備代車はお客様に選択して頂きましょう

キレイな高年式のレンタカーは
いかがでしょうか？

ＦＡＸ

『日立レンタカー』ご相談依頼申込書

宮城県自動車整備商工組合行き　　**ＦＡＸ　022-236-3347**

「日立整備工場提携レンタカー」について詳しい説明をご希望される組合員様は、下記の必要事項をご記入しFAXにてお申込下さい。後日、連絡の上、ご訪問いたします。

☐ すぐに説明を希望　　☐ 指定日時に説明を希望（　　月　　日　　時頃）

支部名		認証番号	３－
事業場名			
住所			
電話番号		担当者名	

代車サービスの利便性は活かしたままで、
代車維持費軽減の一助となりえるシステムです。

代車レンタカーシステム

有償で代車の貸渡しが可能になり、整備事業以外での収入機会が増加します。

6つのメリット

1 顧客へ有償で貸渡しができます。

従来は顧客へ無償で提供していた代車を、有償で貸渡しができるようになります。

2 「わ」ナンバー料金水準で損保へ請求できます。

事故鈑金修理の際の代車として、広域レンタカー会社と同等の立場で、損保に対して請求をすることができます。

3 整備事業以外の収入機会が増えます。

すべての工場顧客に対してレンタカーの貸渡しが可能となり、整備事業以外での収入機会が増えます。

4 業務手続きのサポートが受けられます。

貸渡しの業務手続きは、日立キャピタルオートリースをはじめ日立グループ各社が連携し、営業所の運営がスムーズに行えるようサポートします。

5 業務経費の削減効果が期待できます。

自社でレンタカーサービスを開設するのに比べ、初期投資や運用経費負担が少なくて済みます。

6 レンタカー１台から導入できます。

資金・収入に関する緻密な計画は必要なく、試験的に１台から導入することが可能です。

契約関係図

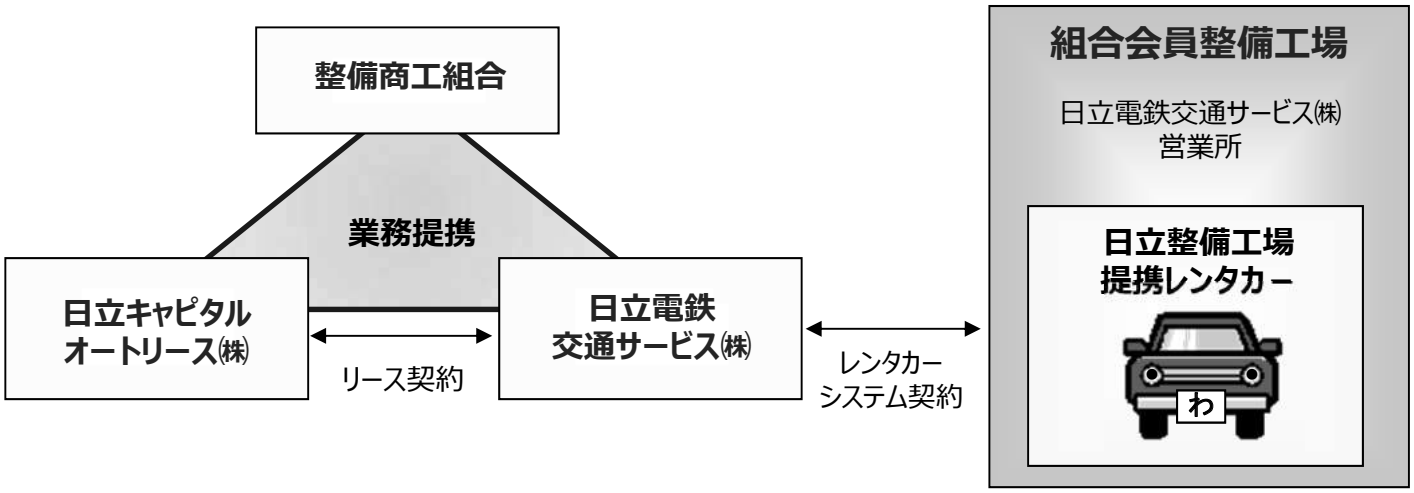

導入状況

全国の整備事業者様に 2,300台のご契約を頂いております。（2017年５月末）

2016年度の年間売上実績で、550事業者が収益を実現されました！！

6,トータルリサイクルシステム（中古パーツ）

宮城県
自動車整備商工組合
推奨
簡単に利用できるITツールです

トータルリサイクルシステム

まずはご登録ください

日本自動車整備商工組合連合会（整商連）提携
3700以上の組合員様がご利用中です!!

会員募集中！

iPadでも
使いやすいように画面を
リサイズいたしました

登録料・利用料
無料

ユーザー販売価格に表示を切り替えられお客様にもご覧いただけます!!

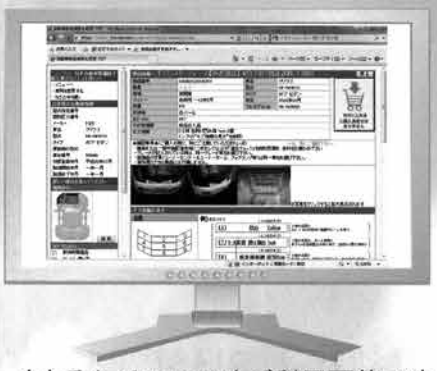

もちろんパソコンでもご利用可能です

トータルリサイクルシステムへのアクセスは

http://www.trs-net.com/

又は

トータルリサイクルシステム　検索

オンラインリサイクル部品を直接検索・購入!!
システムを便利に活用できます!!

※部品ご購入代金は商工組合からのご請求となります

【TRSで利用できるサービス】

①優良リサイクル部品検索　　②優良リビルト・優良部品購入

【会員登録の方法は2通り】

- FAXをダウンロード、又は商工組合からの案内用紙に記入後TRT宛FAX
- システムの新規登録から登録申請

TRS（トータルリサイクルシステム）は予告なしに仕様を変更する事がございます

お申し込み・お問い合わせ

トータルリサイクルシステムはTRT株式会社が管理・運営を行っております

宮城県自動車整備商工組合（事業部）
TEL：022-236-3325
FAX：022-236-3347

または

TRT株式会社（TRSコールセンター）
TEL：0586-53-1130
FAX：0586-53-1137

トータルリサイクルシステム申込書

FAX：022-236-3347

送り先（宮城県自動車整備商工組合事業部）

トータルリサイクルシステムは無料でご利用になれます

【ID・パスワードの発行まで少し（1～2日）程必要になります】

※下記内容全てにご記入ください　　http://www.trs-net.com/ ←新規会員登録からも申込可能

所属：　宮城県自動車整備商工組合	申込日：　　年　　月　　日
認証番号：　　支部名：	
（カナ）	
事業所名：	担当者名：
〒　　－ 住所：	
TEL：	FAX：
E-Mail（必ず記入）：　　@ 文字の記入ミスにくれぐれもご注意ください。数字の1と英字のl（エル）など	

お申し込みからID・パスワードの発行まで

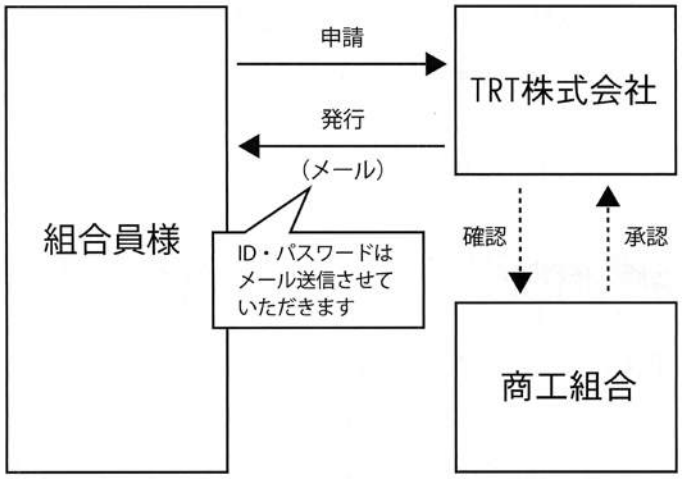

ご登録申請はWEBまたはFAXで行えます。
ID・パスワードの発行まで、申請いただいてから1～2日ほど必要になります。
ID・パスワードはご登録のメールアドレスに送信させていただきます。
（メールアドレスは正確にご入力またはご記入ください。誤送信防止の為、ご協力よろしくお願い申し上げます。

組合確認

7,売掛未収金回収制度のご案内

売掛未収金でお困りではありませんか？

売掛未収金回収制度のご案内

◎ お客様が車検代金や修理代金を払ってくれない･･･
◎ 電話や郵送で何度も請求するのが大変･･･

そんな皆様の悩みを、債権回収専門の弁護士事務所との提携で
力強く支援いたします！ （ 提携先 ： 弁護士法人 東新宿綜合法律事務所 ）

● 回収専門の弁護士事務所が、組合員の皆様に代わり未収金の回収を行いますので、本来の業務に集中できます！

● 完全成功報酬制ですので、事前の費用負担はありません！
回収後は、回収金から業務委託手数料30％＋消費税を差し引いてお支払いいたします。
＊法律事務所 ： 業務委託手数料25％＋消費税
商工組合 ： 制度運用経費5％＋消費税

● 車検･整備代金、車の販売代金等、法的に請求可能な1,000円以上の幅広い債権に対応いたします！

＜ 制度の概要 ＞

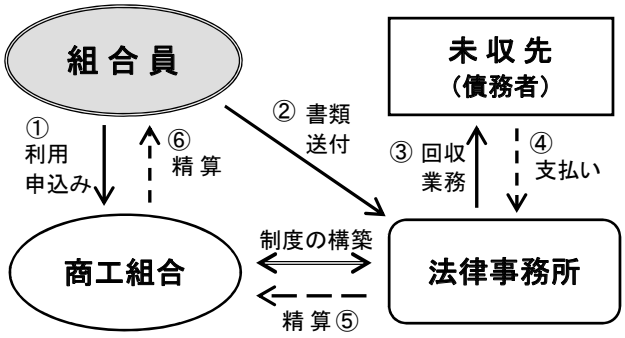

○ 利用申し込み先
宮城県自動車整備商工組合

○ 売掛未収金の回収依頼先（関係書類送付先）
東新宿綜合法律事務所

○ 回収金の精算
回収の翌々月に商工組合からお振り込みします
＊振り込み手数料は組合員のご負担となります

○売掛未収金制度の利用申し込みは、下記事項をご記入の上、商工組合までFAXして下さい。

FAX 022－236－3347

認証番号	３ －	支 部	
事業場名			
電話番号		ご担当者名	

宮城県自動車整備商工組合 保険課 TEL 022－236－3325

welcome to

oasis